

### 3 水質関係資料

表3 - 1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg / L)

項 目	基 準 値
カドミウム	0 . 0 1 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0 . 0 1 以下
六価クロム	0 . 0 5 以下
砒素	0 . 0 1 以下
総水銀	0 . 0 0 0 5 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0 . 0 2 以下
四塩化炭素	0 . 0 0 2 以下
1,2-ジクロロエタン	0 . 0 0 4 以下
1,1-ジクロロエチレン	0 . 0 2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0 . 0 4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0 . 0 0 6 以下
トリクロロエチレン	0 . 0 3 以下
テトラクロロエチレン	0 . 0 1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0 . 0 0 2 以下
チウラム	0 . 0 0 6 以下
シマジン	0 . 0 0 3 以下
チオベンカルブ	0 . 0 2 以下
ベンゼン	0 . 0 1 以下
セレン	0 . 0 1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 以下
ふっ素	0 . 8 以下
ほう素	1 以下

(備考) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値については、最高値とする。海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

表 3 - 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 - 1 河川（湖沼を除く。） [ pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数 ]

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 ( - )	生物化学的酸素要求量 ( mg / L )	浮遊物質 ( mg / L )	溶存酸素量 ( mg / L )	大腸菌群数 ( MPN / 100mL )
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	-

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
  - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 " 3 級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

1 - 2 河川（湖沼を除く。） [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 - 1 湖沼 [pH、COD、SS、DO、大腸菌群数]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	50以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	1,000以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	-

(備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注)
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
  - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 - 2 湖沼 [ 窒素、磷 ]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素 ( mg / L )	全 磷 ( mg / L )
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
	水道 3 級 (特殊なもの) 及び以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

2 - 3 湖沼 [ 全亜鉛 ]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛 ( mg / L )
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下

3 - 1 海域 [ pH、COD、DO、大腸菌群数、n - ヘキサン抽出物質 ]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 ( - )	化学的酸素要求量 ( mg / L )	溶存酸素量 ( mg / L )	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n - ヘキサン抽出物質 ( mg / L )
A	水産1級水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	-	-

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN / 100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 - 2 海域 [ 窒素、燐 ]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 ( mg / L )	全燐 ( mg / L )
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2以下	0.02以下
	水産1種水浴及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3以下	0.03以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6以下	0.05以下
	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1以下	0.09以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 - 3 海域 [全亜鉛]

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下

表 3 - 3 要監視項目および指針値

1 人の健康の保護に関連する物質

(単位：mg / L)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン (注1)	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェニトロチオン	0.003 以下
イソプロチオラン	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
プロピザミド	0.008 以下
オキシ銅	0.04 以下
ジクロルボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
クロルニトロフェン	(注3)
イプロベンホス	0.008 以下
E P N	0.006 以下
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
ニッケル	(注4)
モリブデン	0.07 以下
アンチモン (注1)	0.02 以下
塩化ビニルモノマー (注2)	0.002 以下
エピクロロヒドリン (注2)	0.0004 以下
1,4-ジオキサソ (注2)	0.05 以下
全マンガン (注2)	0.2 以下
ウラン (注2)	0.002 以下

(注1) 平成 16 年 3 月 31 日に指針値が改められた。

(注2) 平成 16 年 3 月 31 日に新たに要監視項目として追加された。

(注3) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注4) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

2 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質

(単位：mg/L)

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 以下
		生物特 A	0.006 以下
		生物 B	3 以下
		生物特 B	3 以下
	海域	生物 A	0.8 以下
		生物特 A	0.8 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 以下
		生物特 A	0.01 以下
		生物 B	0.08 以下
		生物特 B	0.01 以下
	海域	生物 A	2 以下
		生物特 A	0.2 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 以下
		生物特 A	1 以下
		生物 B	1 以下
		生物特 B	1 以下
	海域	生物 A	0.3 以下
		生物特 A	0.03 以下

表 3 - 4 水質汚濁防止法特定施設の種類（抜粋）

番 号	施 設	番 号	施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	58	窯業原料の精製業の用に供する施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	59	砕石業の用に供する施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	63	金属製品、機械器具製造業の用に供する施設
5	みそ、しょう油、ソース、食酢などの製造業の用に供する施設	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設
8	パン、菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	64	ガス供給業の用に供する施設
9	米菓又はこうじ製造業の用に供する洗米機	64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設（沈でん施設、ろ過施設）
10	飲料製造業の用に供する施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	66	電気めっき施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	66の2	旅館業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設
19	紡績業、繊維製品製造・加工業の用に供する施設	66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設	66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	67	洗たく業の用に供する施設
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設	68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	70	廃油処理施設
23の2	新聞業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設等	70の2	自動車分解整備等の用に供する洗車施設
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	71	自動式車両洗浄施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	71の2	科学技術の試験研究機関の施設（洗浄施設、焼入れ施設）
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	71の4	産業廃棄物処理施設
47	医薬品製造業の用に供する施設	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設
51の3	衛生用のゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	72	し尿処理施設
53	ガラス製品製造業の用に供する施設	73	下水道終末処理施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設	74	特定事業場から排出される水の処理施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブラント		
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		

表 3 - 5 水質に係る一律排水基準

(1) 有害物質

(単位：mg / L)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1
シアン化合物	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003
トリクロロエチレン	0.3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10 (海域以外に排出する場合) 230 (海域に排出する場合)
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外に排出する場合) 15 (海域に排出する場合)
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(アンモニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合計量) 100

- (備考) 1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

## (2) 生活環境項目

(単位：mg/L (pHを除く。))

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH) ・ 海域以外の公共用水域に排出されるもの ・ 海域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ・ 鉱油類含有量 ・ 動植物油脂類含有量	5 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	5
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個/cm <sup>3</sup> )
窒素含有量	120 (日間平均 60)
燐含有量	16 (日間平均 8)

- (備考)
- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
  - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
  - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
  - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
  - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
  - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
  - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

表3-6 上乗せ排水基準設定状況(平成16年3月現在)

(単位:mg/L)

項目	業種区分	水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準																								
			九頭竜川水域				笙の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新設		既設		新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	新設	既設	
			未滿	以上	未滿	以上																					
B O D	1 食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	2 繊維工業(染色整理業を含む)	"	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セメキカルパルプ製造業	"	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	-	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	-							-													
	4 化学工業	医薬品製造業	"	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																					
	5 浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	-	-	30(20)	40(30)	60(50)	-	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)	
	6 旅館業	"	80(60)		-		80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	-	-	30(20)	-	80(60)	-	80(60)	-	80(60)	-	30(20)	-	80(60)	-	
	7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	8 し尿処理施設	"	-(30)		-(30)		-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-	-	-(30)	-	-(30)	-	-(30)	-	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	-(30)	
9 下水道終末処理施設	"	-(20)		-(60)		-(40)	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(30)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-	-(20)	-(20)	-(20)	-	-(20)		
10 その他	"	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	-	-	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)		
S	1 食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)	
	2 繊維工業(染色整理業を含む)	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セメキカルパルプ製造業	"	120(100)		160(120)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)
		その他	120(100)	150(120)	-	-																					
	4 化学工業	"	90(70)		120(100)		60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	5 浄水施設・中央卸売市場の施設または試験研究機関等の施設	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	6 旅館業	"	120(100)		-		120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	-	-	40(30)	-	120(100)	-	120(100)	-	120(100)	-	40(30)	-	120(100)	-	
	7 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業	"	150(120)		-		150(120)	-	150(120)	-	150(120)	-	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	-	150(120)	-	40(30)	50(40)	150(120)	-	
	8 し尿処理施設	"	-(70)		-(70)		-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	-(70)	
	9 下水道終末処理施設	"	-(70)		-(120)		-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(30)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	-(70)	-	
10 その他	"	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	-	-	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		

(資料:環境政策課)

- (注)1. 新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場(以下「追加特定事業場」という)以外でS48.1.1~S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m<sup>3</sup>/日未満新設の欄の基準値が適用される。
2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、笙の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。  
追加特定事業場の新設のものとは、笙の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
4. 基準値の( )内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。

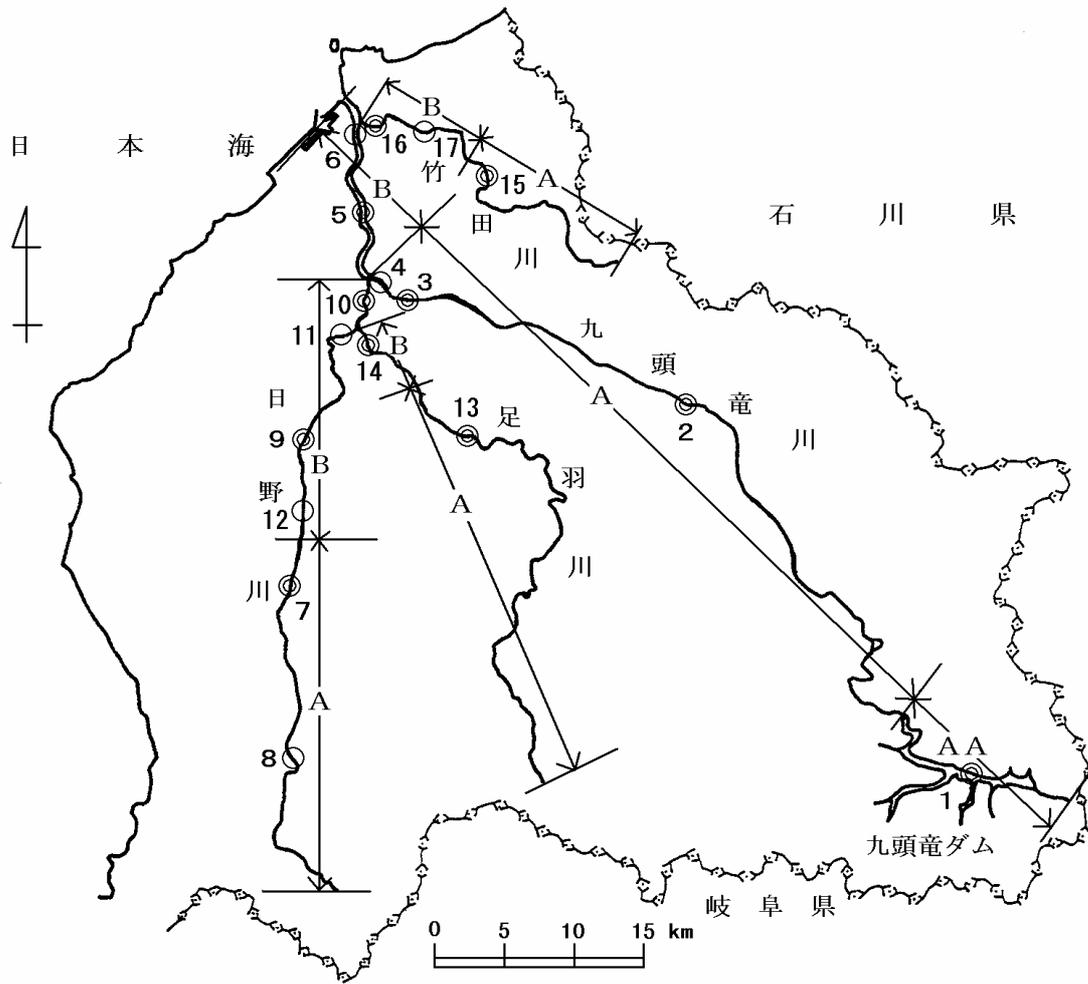
表 3 - 7 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対 象 事 業 場 の 種 類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒素含有量	磷含有量
1 し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
2 し尿浄化槽のみを設置する事業場	日間平均 15	日間平均 1
3 下水道終末処理施設を設置する事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4 その他の事業場	日間平均 25	日間平均 4

（資料：環境政策課）

- （備考）
- 1 指導基準は、一日の排水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
  - 2 この表に掲げる指導基準は、一日あたりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上の対象事業場に係る排水について、適用する。
  - 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
  - 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排水については、当分の間、適用しない。

表3-8 九頭竜川流域(本川)の水質測定地点と測定結果(平成15年度)

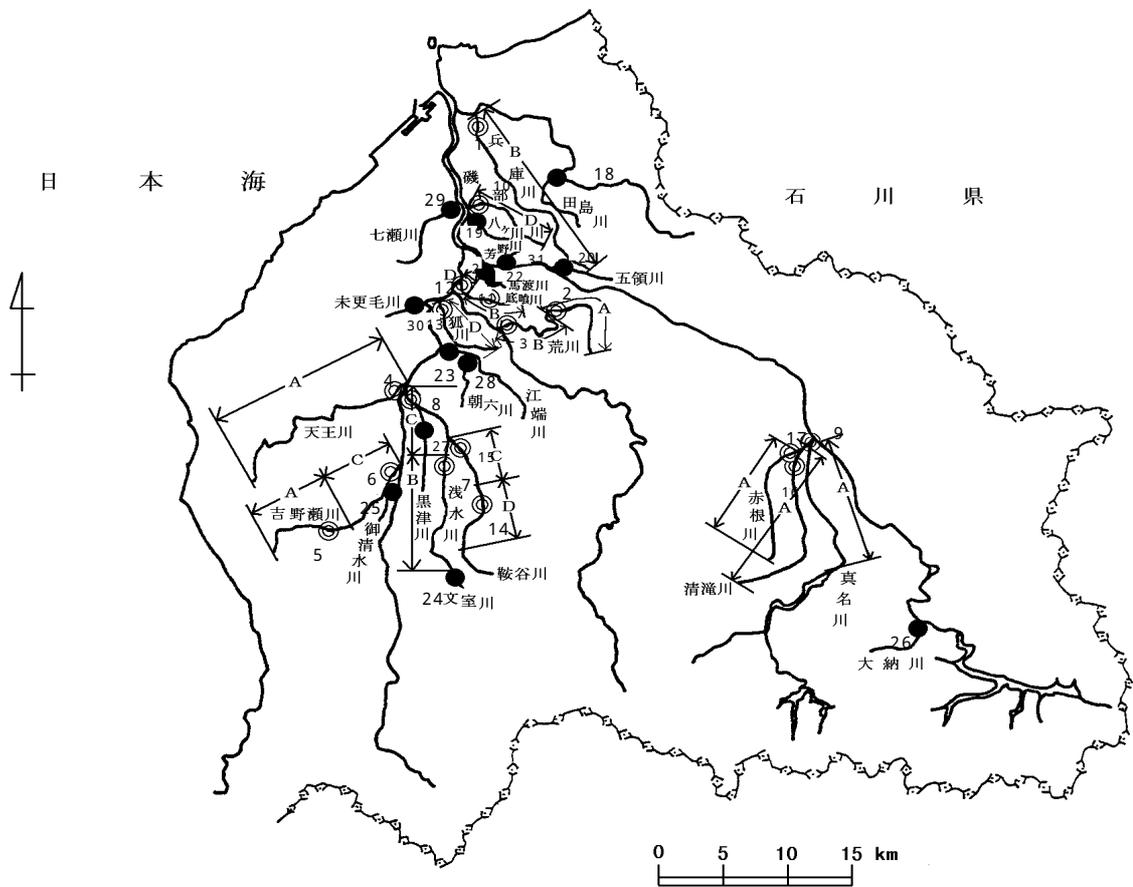


河川名	測定地点名	地点 種類	p H			D O			BOD				S S							
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均		
九頭竜川	上流	九頭竜ダム	1	AA	7.0	8.5	0/10	7.9	11	0/10	9.2	<0.5	0.8	0/10	0.6	0.6	<1	8	0/10	2
	中流	荒鹿橋	2	A	7.5	8.2	0/6	7.9	12	0/6	10	<0.5	1.3	0/6	1.0	1.3	<1	3	0/6	2
	"	中角橋	3	A	7.2	7.7	0/12	8.9	13	0/12	11	<0.5	1.9	0/12	0.7	0.7	2	12	0/12	5
	"	高屋橋	4	A	7.1	7.7	0/12	8.9	13	0/12	11	<0.5	1.7	0/12	0.8	0.8	2	12	0/12	5
	下流	布施田橋	5	B	7.0	7.5	0/12	7.6	12	0/12	9.6	<0.5	1.5	0/12	0.9	1.1	3	13	0/12	7
	"	九頭竜川河口	6	B	7.0	7.5	0/12	7.6	12	0/12	9.4	<0.5	1.3	0/12	0.8	1.0	2	13	0/12	7
日野川	上流	豊橋	7	A	6.5	7.5	0/6	9.3	12	0/6	11	<0.5	1.4	0/6	0.8	1.0	1	3	0/6	2
	"	八乙女橋	8	A	7.4	8.0	0/4	9.2	10	0/4	9.7	<0.5	0.7	0/4	0.6	0.5	<1	12	0/4	4
	下流	清水山橋	9	B	7.1	7.5	0/12	6.6	11	0/12	9.3	0.7	1.9	0/12	1.4	1.8	1	16	0/12	7
	"	明治橋	10	B	7.0	7.6	0/12	6.7	12	0/12	9.1	0.6	2.0	0/12	1.2	1.4	5	19	0/12	11
	"	日光橋	11	B	7.0	7.4	0/12	6.5	12	0/12	9.0	0.7	2.7	0/12	1.5	1.7	4	21	0/12	13
"	糺橋	12	B	7.2	7.5	0/12	7.6	11	0/12	9.5	<0.5	2.8	0/12	1.1	1.3	<1	14	0/12	5	
足羽川	上流	天神橋	13	A	7.4	8.1	0/12	8.6	12	0/12	10	<0.5	1.4	0/12	1.0	1.2	<1	5	0/12	2
	下流	水越橋	14	B	7.4	7.8	0/12	7.6	12	0/12	9.9	<0.5	2.1	0/12	1.2	1.4	2	13	0/12	6
竹田川	上流	清間橋	15	A	7.0	7.4	0/12	6.8	11	1/12	9.1	<0.5	2.4	1/12	1.0	1.4	1	23	0/12	7
	下流	栄橋	16	B	6.8	7.4	0/12	5.8	11	0/12	8.4	0.8	1.9	0/12	1.2	1.3	3	19	0/12	9
	"	市姫橋	17	B	7.0	7.5	0/6	7.6	11	0/6	9.2	1.0	3.0	0/6	1.7	2.0	1	10	0/6	6

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3-9 九頭竜川水域(支派川)の水質測定地点と測定結果(平成15年度)

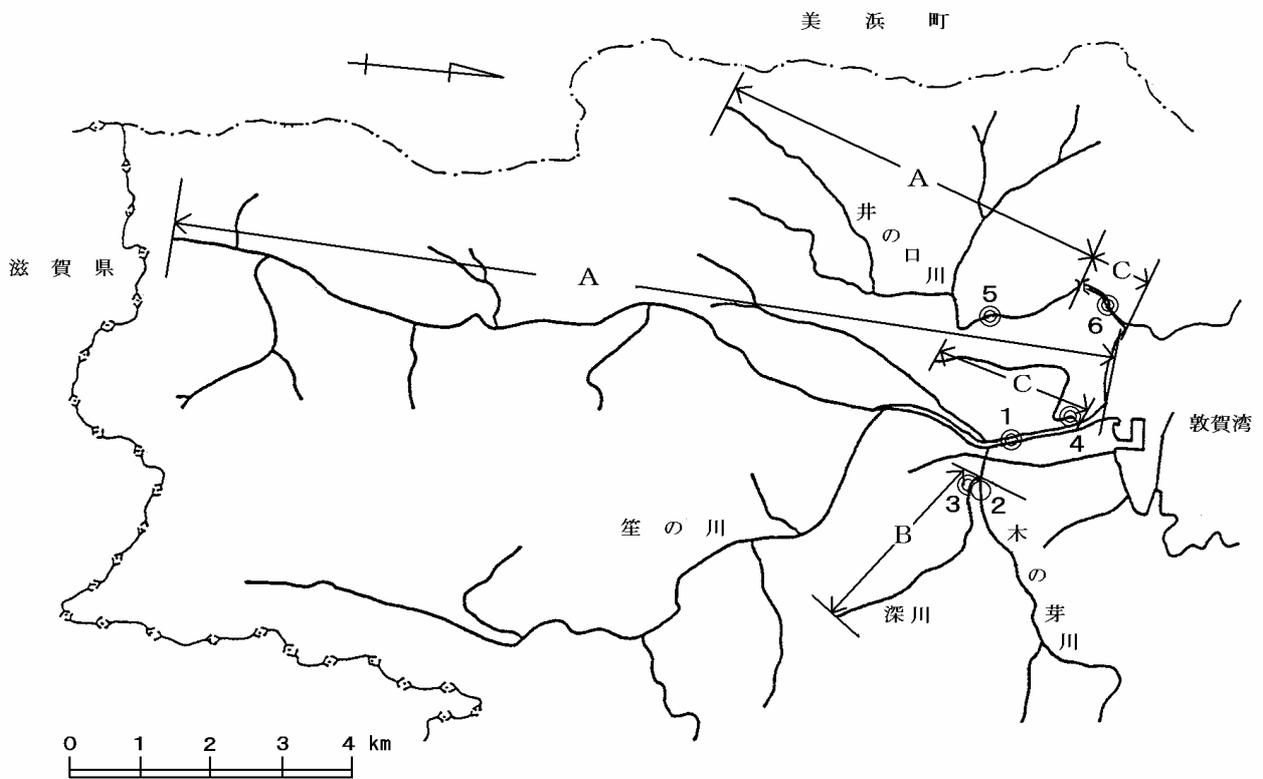


河川名	測定地点名	地点 類型	p H			D O			BOD					SS				
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
兵庫川	新野中橋	1 B	6.8	7.4	0/6	6.8	10	0/6	8.5	0.6	1.5	0/6	1.1	1.4	6	17	0/6	11
荒川上流	東今泉橋	2 A	7.2	7.9	0/12	9.3	13	0/12	10	0.8	1.8	0/12	1.4	1.6	2	19	0/12	6
荒川下流	水門	3 B	7.2	7.5	0/12	7.7	11	0/12	9	0.8	2.7	0/12	1.6	1.7	1	24	0/12	8
天王川	末端	4 B	7.2	7.6	0/6	8.0	11	0/6	9.4	0.7	3.5	1/6	1.8	2.2	2	16	0/6	8
吉野瀬川上流	芝原井橋	5 A	6.6	7.5	0/6	9.3	12	0/6	10	< 0.5	1.3	0/6	0.8	1.1	1	6	0/6	2
吉野瀬川下流	高見橋	6 C	7.0	7.2	0/6	5.0	9.4	0/6	7.2	0.5	1.8	0/6	1.2	1.8	2	9	0/6	5
浅水川上流	曲木橋	7 B	6.9	7.5	0/6	5.8	9.2	0/6	7.3	0.7	2.1	0/6	1.5	2	2	10	0/6	4
浅水川下流	出作橋	8 C	7.0	7.7	0/6	6.1	9.0	0/6	7.4	1.1	4.8	0/6	2.2	2.2	5	22	0/6	11
真名川	土布子橋	9 A	7.2	7.6	0/6	8.2	11	0/6	9.7	0.6	1.6	0/6	1	1.2	< 1	4	0/6	2
磯部川	安沢橋	10 D	7.3	7.7	0/6	4.1	9.3	0/6	7	2.8	9.2	2/6	6.8	8.9	4	20	0/6	11
底喰川上流	護国橋	11 B	7.1	7.5	0/12	6.9	10	0/12	8.9	1.3	12	4/12	3.5	4.4	2	42	1/12	13
底喰川下流	西野橋	12 D	7.1	7.4	0/12	6.4	9.4	0/12	7.9	1.7	6.8	0/12	2.9	2.6	6	30	0/12	17
狐川	狐橋	13 D	7.3	7.5	0/12	3.0	8.3	0/12	5.2	3.8	8.7	1/12	5.3	5.7	4	35	0/12	13
鞍谷川中流	小富士橋	14 D	7.2	7.8	0/6	5.8	11	0/6	8.1	2.2	13	2/6	7.1	9.2	3	13	0/6	9
鞍谷川下流	浮橋	15 C	7.3	7.8	0/6	5.2	9.2	0/6	7.4	1.3	3.2	0/6	2.3	3.2	3	21	0/6	10
清滝川	新在家橋	16 A	7.0	7.5	0/6	7.5	11	0/6	9.5	< 0.5	1.3	0/6	0.9	1.2	< 1	4	0/6	2
赤根川	東大月橋	17 A	7.1	7.2	0/6	8.5	11	0/6	9.6	< 0.5	1.7	0/6	1.1	1.6	< 1	5	0/6	3
田島川	長屋橋	18 -	7.3	7.6	-/4	8.4	11	-/4	9.5	0.9	1.8	-/4	1.4	1.5	1	8	-/4	4
八ヶ川	水門	19 -	7.2	7.7	-/12	4.8	9.9	-/12	7.8	2.8	16	-/12	5.2	5.3	5	70	-/12	21
五領川	熊堂橋	20 -	7.5	7.8	-/4	8.6	11	-/4	9.6	< 0.5	1	-/4	0.7	0.9	< 1	13	-/4	7
馬渡川	末端	21 -	7.3	7.6	-/12	4.9	7.9	-/12	6.2	8.2	56	-/12	20	21	14	46	-/12	31
馬渡川	馬渡北橋	22 -	7.1	8.2	-/12	7.1	9.6	-/12	8.2	1.3	5	-/12	2.6	2.6	4	15	-/12	8
江端川	江守橋	23 -	7.2	7.6	-/12	6.6	11	-/12	8.5	1.4	2.7	-/12	1.9	1.9	4	31	-/12	12
文室川	福ノ宮橋	24 -	6.6	7.2	-/5	8.7	11	-/5	10	< 0.5	1.1	-/5	0.7	0.7	< 1	2	-/5	1
御清水川	水門	25 -	7.5	7.8	-/6	5.1	9.9	-/6	7.8	2.6	11	-/6	5.9	8.8	< 1	11	-/6	4
大納川	末端	26 -	7.4	7.8	-/4	8.8	11	-/4	9.7	< 0.5	0.5	-/4	0.5	< 0.5	< 1	8	-/4	3
黒津川	水門	27 -	6.8	7.3	-/6	4.0	7.2	-/6	5.7	1.6	4	-/6	2.5	2.9	1	47	-/6	23
朝六川	大島新橋	28 -	7.1	7.7	-/12	7.2	12	-/12	8.4	2.2	4.8	-/12	3.8	4.3	5	23	-/12	11
七瀬川	御鷹橋	29 -	7.3	7.7	-/12	8.9	11	-/12	10	0.5	2.2	-/12	1.2	1.6	3	32	-/12	8
未更毛川	やすだ橋	30 -	7.2	7.4	-/12	7.1	11	-/12	8.9	1	3.6	-/12	2.1	3	2	17	-/12	6
芳野川	古市1号橋	31 -	7.5	9.4	-/12	5.4	14	-/12	8.7	1.8	8.3	-/12	4.4	5.1	4	860	-/12	81

(資料: 環境政策課)

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

表3 - 10 笙の川・井の口川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

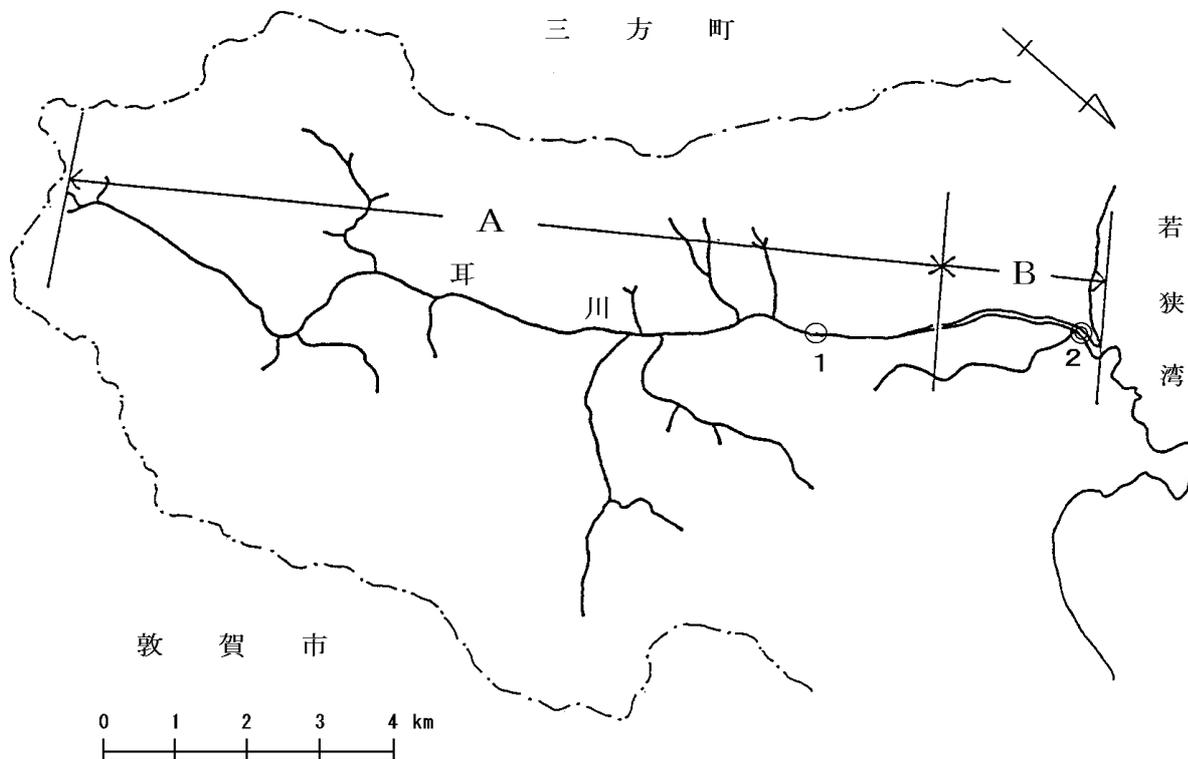


河川名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				B O D					S S			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
笙の川	三島橋	1	A	6.9	7.7	0/12	8.7	12	0/12	10	0.8	2.1	1/12	1.3	1.5	1	6	0/12	3
	木の芽橋	2	A	6.8	8.2	0/12	9.1	12	0/12	10	0.5	2.1	1/12	1.1	1.3	1	10	0/12	4
	深川	3	B	7.0	7.7	0/12	6.2	11	0/12	9.0	1.1	4.4	3/12	2.4	2.4	1	12	0/12	4
	二夜の川	末端	4	C	6.7	7.2	0/12	5.3	8.5	0/12	7.0	1.5	4.3	0/12	2.6	2.8	< 1	15	0/12
井の口川	上流	5	A	6.6	7.1	0/12	7.5	11	0/12	9.4	1.1	2.0	0/12	1.6	1.7	1	7	0/12	3
	下流	6	C	6.8	7.8	0/12	5.9	11	0/12	7.8	0.5	1.3	0/12	0.9	1.0	1	32	0/12	6

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-11 耳川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

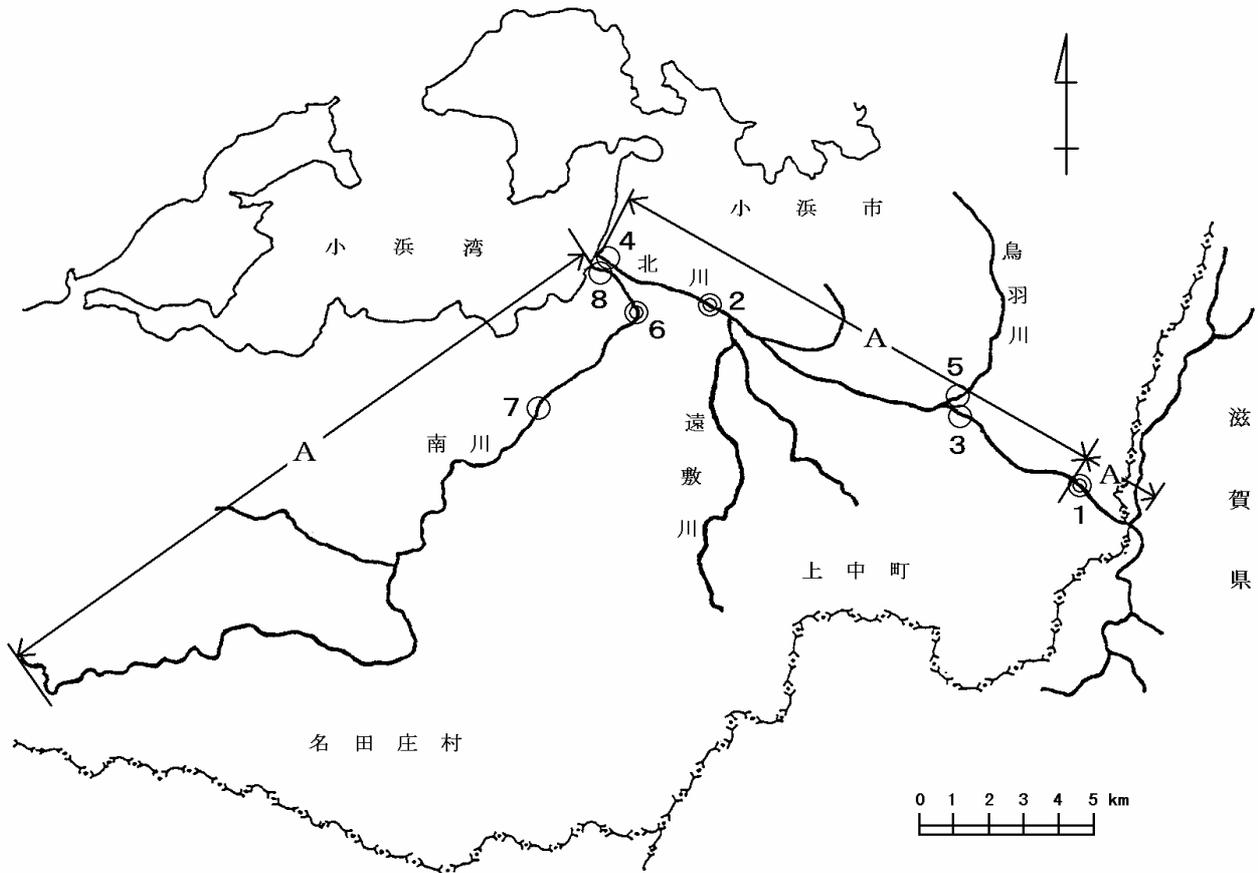


河川名	測定地点名	地点	類型	p			D				BOD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
耳川	佐野橋	1	A	6.5	7.5	0/6	7.7	11	0/6	9.5	< 0.5	2.1	1/6	1.0	1.5	1	7	0/6	3
	和田橋	2	A	6.5	7.7	0/6	8.1	12	0/6	9.7	< 0.5	1.7	0/6	0.9	1.2	< 1	6	0/6	3

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 12 北川・南川水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

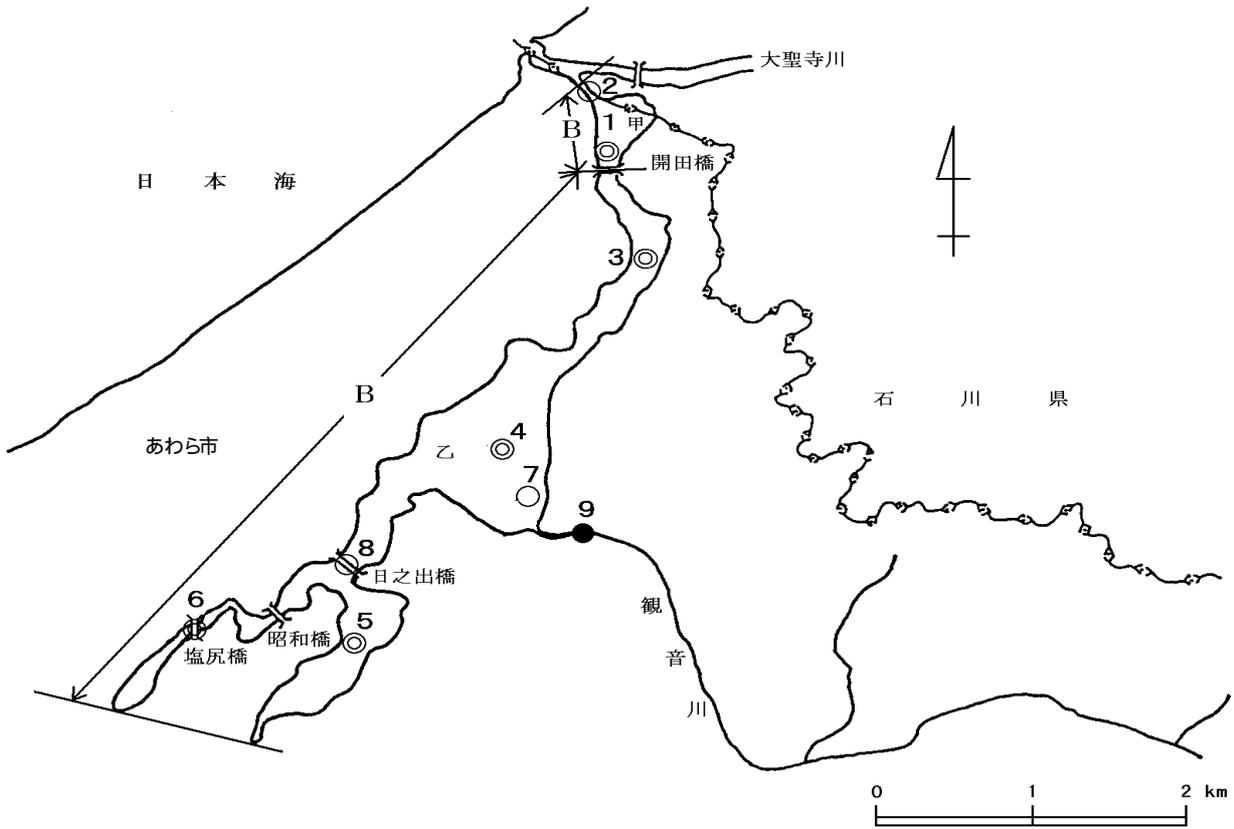


河川名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				B O D					S S				
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北川	上流	新道大橋	1	A	7.2	8.1	0/12	9.4	18	0/12	12	< 0.5	4.8	2/12	1.1	0.7	< 1	2	0/12	1
	下流	高塚橋	2	A	7.1	7.6	0/12	8.3	12	0/12	9.9	< 0.5	1.0	0/12	0.6	0.6	1	21	0/12	7
		上中橋	3	A	7.2	8.1	0/12	8.2	12	0/12	10	< 0.5	0.6	0/12	0.5	0.5	1	6	0/12	4
		西津橋	4	A	7.2	7.6	0/12	8.2	12	0/12	9.7	< 0.5	1.1	0/12	0.6	0.6	2	41	1/12	8
		鳥羽川末端	5	A	6.6	7.2	0/12	7.4	14	1/12	10	< 0.5	4.8	1/12	1.4	1.4	< 1	20	0/12	3
南川	湯岡橋	6	A	7.0	8.3	0/12	9.3	18	0/12	12	< 0.5	6.0	2/12	1.3	1.2	< 1	1	0/12	1	
	谷須奥橋	7	A	6.9	7.4	0/12	8.4	16	0/12	11	< 0.5	5.6	1/12	1.2	1.2	< 1	2	0/12	1	
	大手橋	8	A	6.9	7.9	0/12	7.2	15	1/12	11	< 0.5	4.4	1/12	1.0	0.8	1	48	2/12	12	

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3-13 北潟湖水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



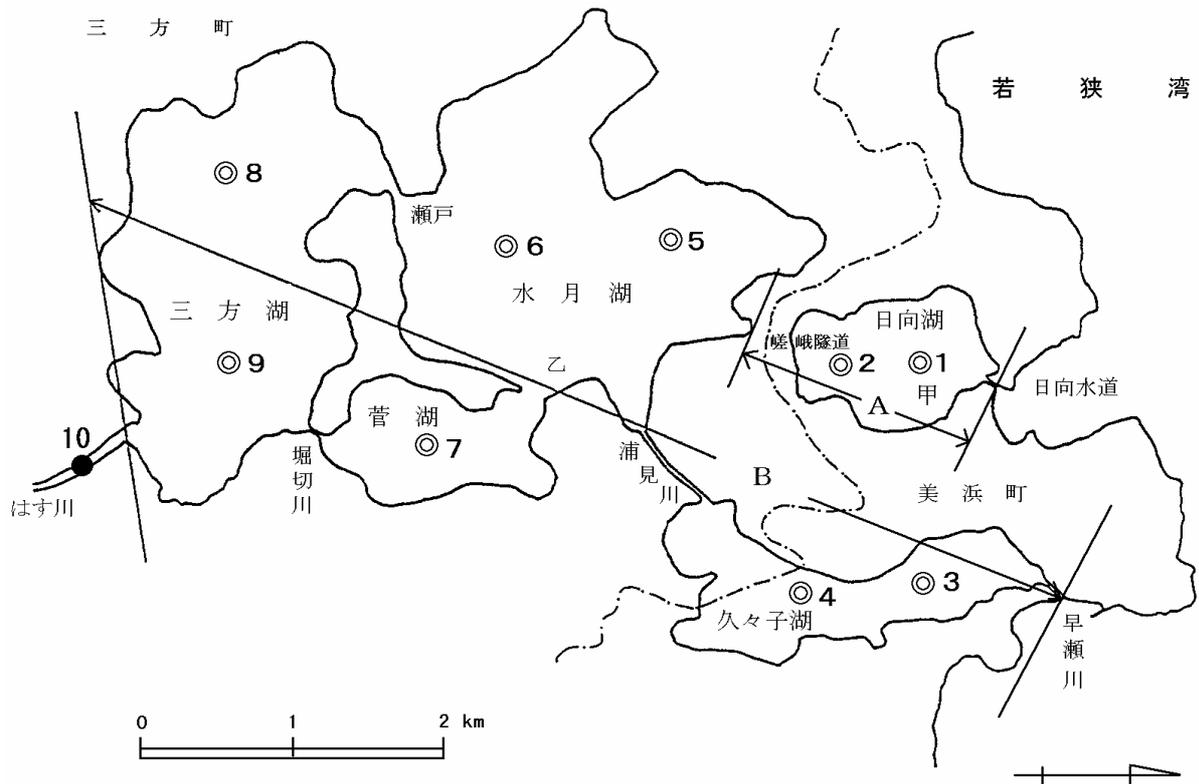
湖沼名	測定地点名	地点	類型	p		H		D		O		COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	
北潟湖	北潟湖北部	1	B	7.8	8.6	2/12	4.3	12	1/12	9.5	3	5.9	3/12	4.4	5.2	< 1	17	1/12	9	
	北潟湖末端	2	B	7.1	8.4	0/6	7.2	12	0/6	9.4	2.9	8.1	1/6	4.4	4.5	< 1	10	0/6	5	
	北潟湖水路	3	B	7.9	9.4	4/6	9.5	12	0/6	11	3.3	8.7	3/6	5.5	7.3	4	18	1/6	11	
	北潟湖湖心	4	B	7.7	9.3	7/12	4.5	12	1/12	10	3.5	8.8	6/12	5.7	7.5	4	23	5/12	12	
	北潟湖南部	5	B	7.7	9.5	6/12	8.7	12	0/12	11	4.2	11	6/12	6.3	9.4	5	53	5/12	17	
	塩尻橋	6	B	7.3	9.2	1/6	9.5	12	0/6	10	5.6	11	6/6	8.6	11	9	26	3/6	17	
	北潟湖	7	B	7.9	9.2	4/6	8.9	12	0/6	11	3.7	8.1	3/6	5.6	7.3	4	19	2/6	10	
	日之出橋	8	B	7.6	9.4	3/6	7.6	12	0/6	10	3.2	9.8	2/6	5.3	5.2	5	20	2/6	11	
	観音川	9	-	7.1	7.3	-/6	7.7	11	-/6	9.5	1.3	4.8	-/6	2.8	3.2	< 1	28	-/6	7	

湖沼名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
北潟湖	北潟湖北部	1		0.47	1.2	3/6	0.71	0.033	0.067	3/6	0.049
	北潟湖末端	2		0.62	0.97	6/6	0.80	0.032	0.078	3/6	0.055
	北潟湖水路	3		0.68	1.2	6/6	0.89	0.037	0.13	3/6	0.073
	北潟湖湖心	4		0.59	1.1	5/6	0.81	0.037	0.16	3/6	0.077
	北潟湖南部	5		0.93	1.5	6/6	1.3	0.038	0.15	5/6	0.074
	塩尻橋	6		1.3	3.3	6/6	2.0	0.057	0.13	6/6	0.096
	北潟湖	7		0.71	1.2	6/6	0.93	0.044	0.18	4/6	0.085
	日之出橋	8		0.87	1.5	6/6	1.1	0.048	0.16	5/6	0.084
	観音川	9	-	0.85	1.0	-/6	0.93	0.023	0.068	-/6	0.042

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3-14 三方五湖水域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



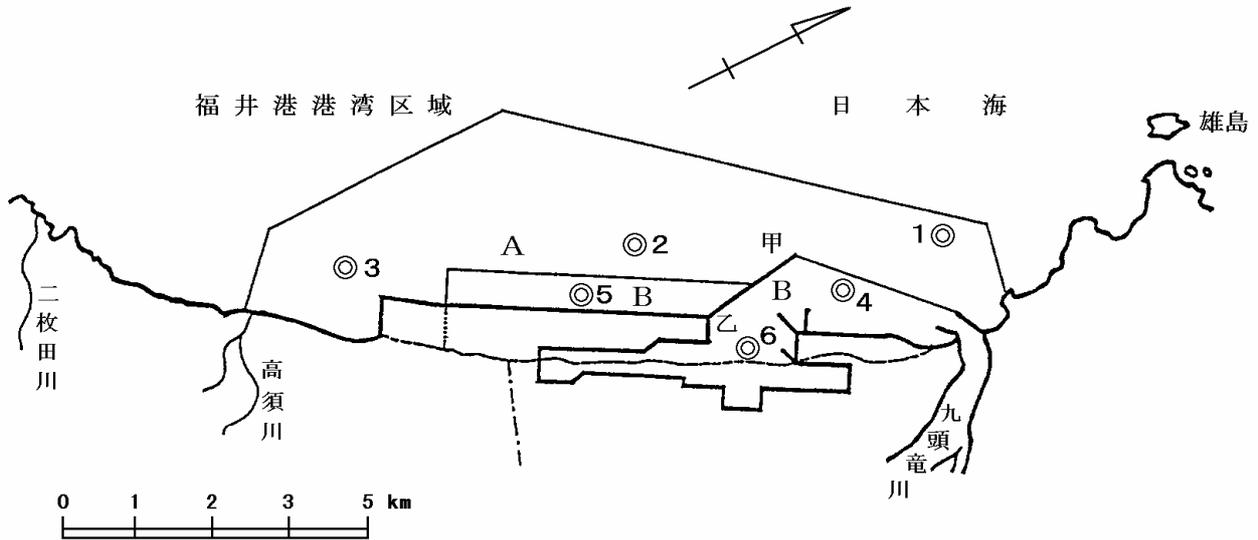
湖沼名	測定地点名	地点	類型	p		H	D			O	COD					SS			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	A	8.0	8.1	0/6	6.4	9.3	3/6	7.7	1.6	2.3	0/6	1.9	2.2	< 1	4	0/6	2
	日向湖南部	2	A	8.0	8.1	0/6	6.6	9.3	3/6	7.6	0.9	3.1	1/6	1.9	2.2	< 1	4	0/6	2
	久々子湖北部	3	B	7.9	8.6	2/6	7.6	11	0/6	9.3	3.0	4.6	0/6	3.7	4.0	1	6	0/6	4
	久々子湖南部	4	B	7.8	8.6	1/12	6.2	11	0/12	8.7	2.8	4.8	0/12	3.7	4.2	1	14	0/12	6
	水月湖北部	5	B	7.6	9.2	3/6	7.8	12	0/6	9.4	3.2	5.1	1/6	4.1	4.5	2	9	0/6	5
	水月湖南部	6	B	7.0	9.2	3/12	3.0	12	3/12	7.7	2.4	5.1	1/12	4.0	4.4	< 1	7	0/12	4
	菅湖	7	B	7.8	9.4	3/6	7.9	13	0/6	9.8	4.0	9.2	1/6	5.2	4.9	2	14	0/6	6
	三方湖西部	8	B	7.5	9.3	4/6	9.0	13	0/6	10	2.9	10	3/6	5.4	6.1	3	21	1/6	10
	三方湖東部	9	B	7.5	9.2	6/12	8.8	11	0/12	10	2.6	9.0	6/12	5.1	6.1	5	16	1/12	10
	はす川	10	-	7.1	7.5	-/6	7.7	11	-/6	9.4	1.2	4.5	-/6	2.3	3.5	< 1	10	-/6	3

湖沼名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
三方五湖	日向湖北部	1	-	0.15	0.34	-/6	0.23	0.017	0.051	-/6	0.029
	日向湖南部	2	-	0.13	0.32	-/6	0.20	0.015	0.052	-/6	0.024
	久々子湖北部	3	-	0.40	0.73	2/6	0.55	0.029	0.041	0/6	0.036
	久々子湖南部	4	-	0.41	0.84	3/6	0.58	0.028	0.043	0/6	0.036
	水月湖北部	5	-	0.32	0.76	2/6	0.56	0.023	0.051	1/6	0.039
	水月湖南部	6	-	0.33	0.85	2/6	0.60	0.022	0.067	2/6	0.042
	菅湖	7	-	0.32	0.97	2/6	0.62	0.021	0.12	1/6	0.051
	三方湖西部	8	-	0.40	1.4	3/6	0.82	0.029	0.088	4/6	0.055
	三方湖東部	9	-	0.43	1.0	4/6	0.74	0.029	0.072	3/6	0.051
	はす川	10	-	0.86	1.1	-/6	0.97	0.022	0.081	-/6	0.045

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3 - 15 九頭竜川地先海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

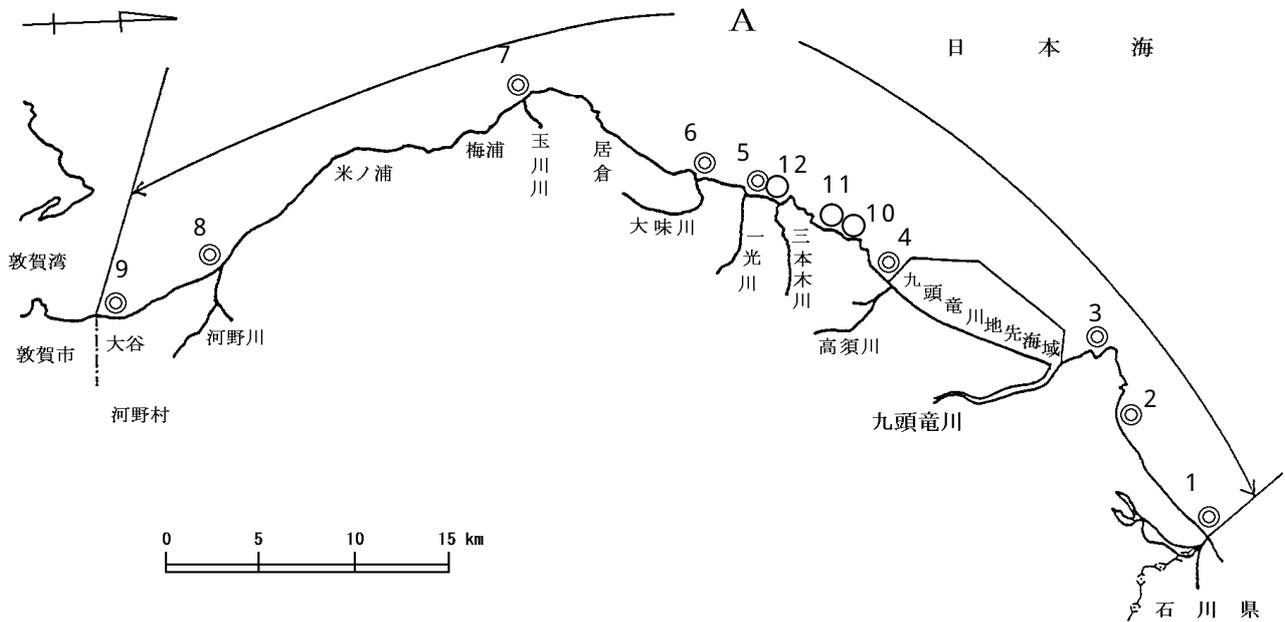


海域名	測定地点名	地点	類型	p			D			O			COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n		
九頭竜川地先海域	三国地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.8	8.8	2/6	7.8	1.0	1.2	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	黒目地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.9	8.4	3/6	7.6	0.8	1.3	0/6	1.1	1.1	ND	ND	0/6		
	石橋地先	3	A	8.2	8.4	1/6	7.2	8.9	2/6	8.0	0.6	1.2	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6		
	福井火力地先	4	B	7.4	8.3	1/6	7.2	9.2	0/6	8.2	1.2	2.0	0/6	1.7	1.9	ND	ND	0/6		
	米納津地先	5	B	8.2	8.3	0/6	6.6	8.5	0/6	7.5	0.9	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6		
	福井港内	6	B	8.1	8.7	1/6	7.2	10	0/6	8.7	1.0	2.6	0/6	1.9	2.5	ND	ND	0/6		

（資料：環境政策課）

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表 3 - 16 越前加賀海岸地先海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

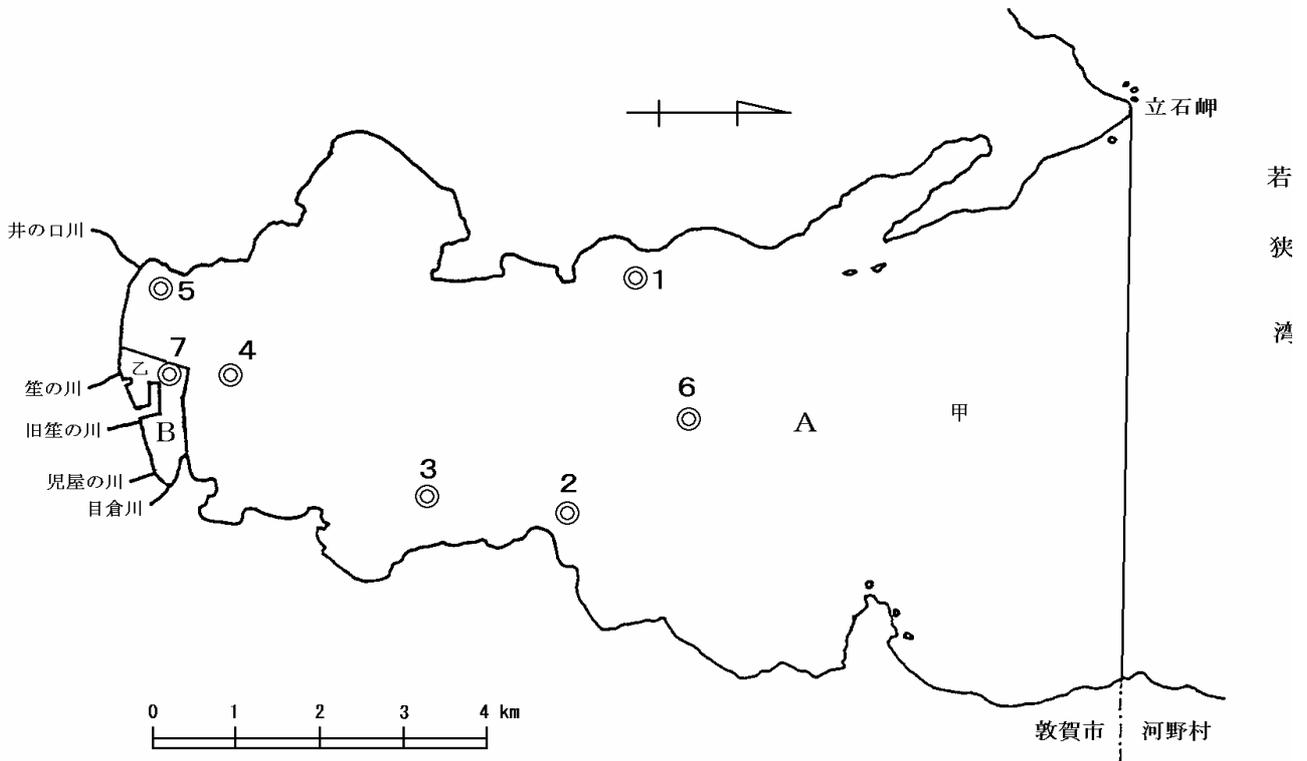


海域名	測定地点名	地点 種類	p H			D O				C O D					油分			
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	
越前加賀海岸地先海域	大聖寺川地先	1	A	8.1	8.3	0/6	6.9	8.6	3/6	7.7	1.0	1.9	0/6	1.3	1.4	ND	ND	0/6
	浜地地先	2	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.7	3/6	7.7	1.0	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	東尋坊地先	3	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.9	3/6	7.7	1.0	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	浜住地先	4	A	8.2	8.5	1/6	7.2	9.0	3/6	7.9	0.7	1.3	0/6	1.0	1.2	ND	ND	0/6
	一光川地先	5	A	8.2	8.5	1/6	7.1	9.0	1/6	8.0	0.8	1.3	0/6	1.0	1.3	ND	ND	0/6
	大味川地先	6	A	8.1	8.3	0/6	6.7	8.7	3/6	7.5	0.9	1.2	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/6
	玉川川地先	7	A	8.1	8.3	0/6	6.8	8.6	3/6	7.6	0.9	1.3	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	河野川地先	8	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.6	3/6	7.5	1.0	1.2	0/6	1.1	1.2	ND	ND	0/6
	大谷地先	9	A	8.2	8.3	0/6	7.1	8.5	3/6	7.7	1.1	1.4	0/6	1.2	1.2	ND	ND	0/6
	亀島地先	10	A	8.2	8.5	1/6	7.1	9.0	2/6	7.9	0.6	0.9	0/6	0.8	0.9	ND	ND	0/7
	菅生地先	11	A	8.2	8.4	1/6	7.2	9.2	3/6	8.0	0.8	1.4	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/8
	三本木川地先	12	A	8.2	8.5	1/6	7.2	9.4	1/6	8.1	0.7	1.8	0/6	1.0	1.1	ND	ND	0/9

(資料：環境政策課)

(備考) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

表3 - 17 敦賀湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



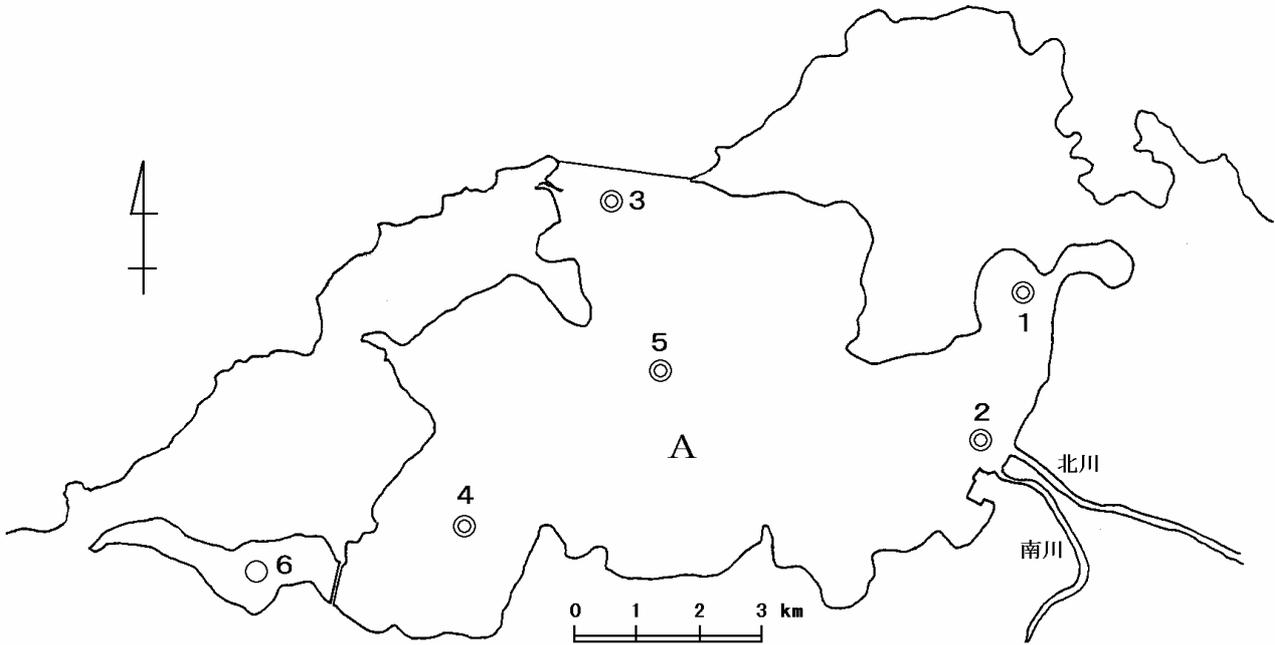
海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				C O D					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
敦賀湾海域	手の浦地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.7	8.6	3/6	7.6	1.0	1.4	0/6	1.2	1.3	ND	ND	0/6
	松ヶ崎地先	2	A	8.2	8.3	0/6	7.1	8.4	2/6	7.8	1.1	1.6	0/6	1.4	1.6	ND	ND	0/6
	ナスビ鼻地先	3	A	8.2	8.3	0/6	7.0	8.4	2/6	7.8	1.1	1.8	0/6	1.4	1.8	ND	ND	0/6
	白灯台地先	4	A	8.2	8.3	0/6	6.9	8.4	1/6	7.9	1.1	1.9	0/6	1.5	1.9	ND	ND	0/6
	井の口川地先	5	A	8.1	8.3	0/6	6.4	8.5	2/6	7.6	1.2	2.0	0/6	1.5	1.9	ND	ND	0/6
	敦賀湾中央	6	A	8.0	8.3	0/6	7.0	8.4	3/6	7.6	1.0	1.5	0/6	1.3	1.5	ND	ND	0/6
	笹の川地先	7	B	8.2	8.3	0/6	6.9	8.7	0/6	8	1.1	2.0	0/6	1.6	1.9	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全燐			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
敦賀湾海域	手の浦地先	1		0.090	0.14	0/6	0.12	0.003	0.012	0/6	0.006
	松ヶ崎地先	2		0.090	0.22	0/6	0.16	0.005	0.010	0/6	0.008
	ナスビ鼻地先	3		0.090	0.25	0/6	0.16	0.004	0.013	0/6	0.008
	白灯台地先	4		0.11	0.33	1/6	0.22	0.009	0.020	0/6	0.015
	井の口川地先	5		0.11	0.54	3/6	0.27	0.009	0.032	1/6	0.018
	敦賀湾中央	6		0.080	0.18	0/6	0.13	0.006	0.008	0/6	0.007
	笹の川地先	7		0.12	0.63	2/6	0.36	0.007	0.058	1/6	0.022

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

(資料: 環境政策課)

表3 - 18 小浜湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



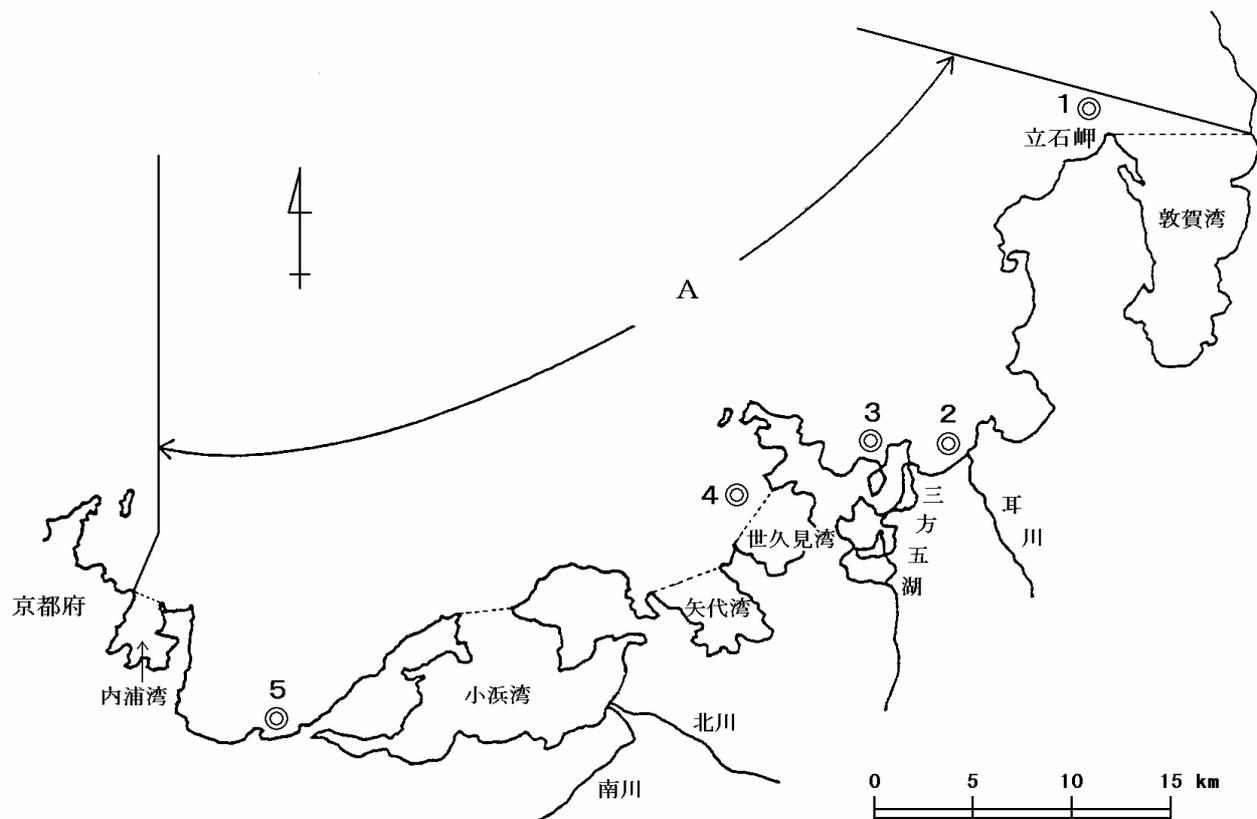
海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1	A	8.0	8.3	0/6	7.6	9.3	0/6	8.3	0.9	1.9	0/6	1.5	1.6	ND	ND	0/6
	雲浜地先	2	A	7.0	8.2	3/6	8.0	11	0/6	8.8	1.2	2.4	2/6	1.7	2.1	ND	ND	0/6
	大飯原発地先	3	A	8.1	8.3	0/6	7.3	9.9	2/6	8.1	0.8	1.5	0/6	1.1	1.3	ND	ND	0/6
	和田港湾	4	A	8.1	8.3	0/6	7.0	9.6	1/6	8.3	1.1	1.8	0/6	1.4	1.5	ND	ND	0/6
	小浜湾中央	5	A	8.1	8.3	0/6	6.9	9.6	1/6	8.2	0.7	1.7	0/6	1.3	1.5	ND	ND	0/6
	青戸入江	6	A	8.1	8.3	0/6	7.7	9.4	0/6	8.5	1.3	1.8	0/6	1.6	1.7	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
小 浜 湾 海 域	甲ヶ崎地先	1		0.19	0.48	2/6	0.32	0.018	0.036	1/6	0.026
	雲浜地先	2		0.20	0.83	4/6	0.51	0.028	0.063	4/6	0.043
	大飯原発地先	3		0.11	0.24	0/6	0.17	0.015	0.024	0/6	0.020
	和田港湾	4		0.16	0.37	1/6	0.23	0.015	0.027	0/6	0.020
	小浜湾中央	5		0.11	0.40	1/6	0.22	0.010	0.026	0/6	0.021
	青戸入江	6		0.17	0.30	0/6	0.23	0.019	0.030	0/6	0.025

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表3-19 若狭湾東部海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）

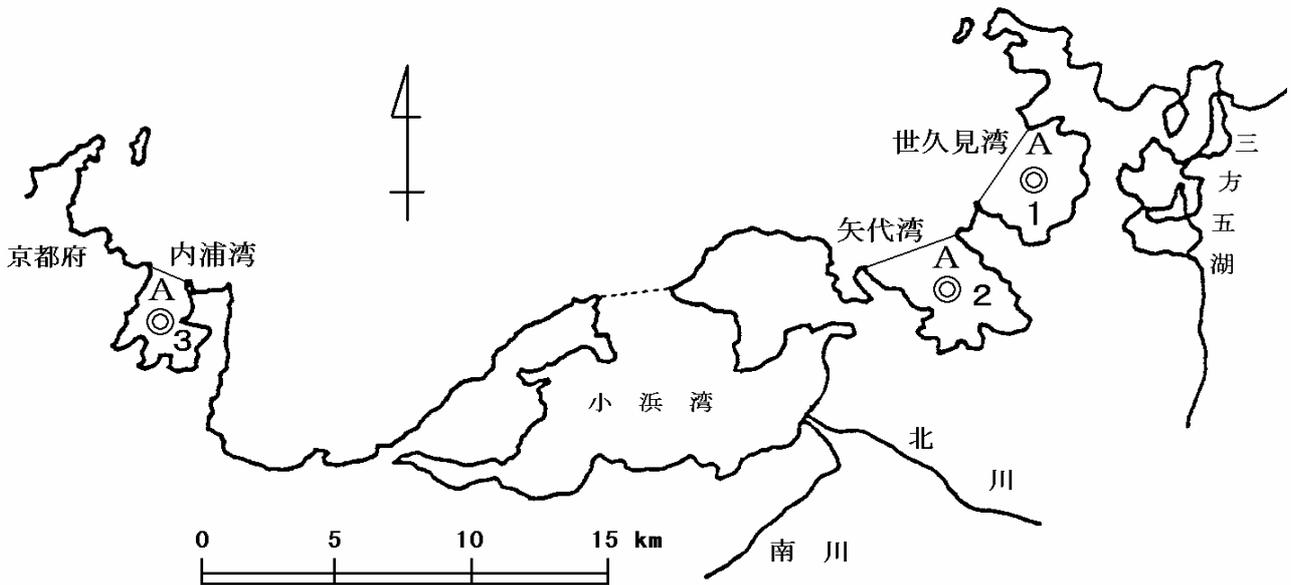


海域名	測定地点名	地点	類型	p			H			D				COD					油分		
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n			
若狭湾東部海域	立石岬地先	1	A	8.2	8.3	0/6	6.6	8.2	3/6	7.3	1.0	1.4	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6			
	耳川地先	2	A	8.1	8.2	0/6	7.0	10	1/6	8.4	0.8	1.5	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6			
	日向地先	3	A	8.1	8.3	0/6	7.2	9.6	1/6	8.2	0.7	1.1	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6			
	海中公園	4	A	8.1	8.3	0/6	7.3	9.4	1/6	8.1	0.6	1.8	0/6	0.9	0.9	ND	ND	0/6			
	高浜地先	5	A	8.1	8.3	0/6	7.6	9.6	0/6	8.4	0.6	1.1	0/6	0.9	1.0	ND	ND	0/6			

(備考) m:環境基準値を超える検体数 n:総検体数

(資料:環境政策課)

表3 - 20 世久見湾・矢代湾・内浦湾海域の水質測定地点と測定結果（平成15年度）



海域名	測定地点名	地点	類型	p H			D O				C O D				油分			
				最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n
世久見湾海域	世久見湾	1	A	8.2	8.3	0/6	7.2	9.6	2/6	8.2	0.5	1.8	0/6	1.1	1.4	ND	ND	0/6
矢代湾海域	矢代湾	2	A	8.2	8.3	0/6	7.3	9.8	3/6	8.2	0.5	1.7	0/6	1.2	1.4	ND	ND	0/6
内浦湾海域	内浦湾	3	A	8.1	8.3	0/6	7.2	9.4	3/6	8.0	0.8	1.1	0/6	1.0	1.0	ND	ND	0/6

海域名	測定地点名	地点	類型	全窒素				全磷			
				最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
世久見湾海域	世久見湾	1		0.11	0.22	0/6	0.16	0.013	0.019	0/6	0.016
矢代湾海域	矢代湾	2		0.10	0.26	0/6	0.16	0.014	0.021	0/6	0.018
内浦湾海域	内浦湾	3		0.12	0.23	0/6	0.17	0.014	0.021	0/6	0.017

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

（資料：環境政策課）

表 3 - 21 - 1 海水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A (検出限界：2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	油膜が認められない	2 mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質 C	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満 ~50cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

表 3 - 21 - 2 海水浴場の水質検査結果 (平成 16 年度)

市町村名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度	判定
三国町	浜地	<2	なし	0.9	全透	適 ( A A )
	三国サンセットビーチ	3	"	1.0	"	" ( A )
福井市	鷹巣	<2	"	1.1	"	" ( A A )
	鮎川	<2	"	1.1	"	" ( A A )
越廼村	越廼	<2	"	1.1	"	" ( A A )
越前町	くりや大浜	<2	"	1.3	"	" ( A A )
	くりや長須浜	<2	"	1.1	"	" ( A A )
河野村	河野	14	"	1.1	"	" ( A )
	糠	<2	"	1.7	"	" ( A A )
敦賀市	五幡	<2	"	1.8	"	" ( A A )
	鞠山	<2	"	1.7	"	" ( A A )
	市営松原	2	"	1.4	"	" ( A )
	手の浦	<2	"	1.1	"	" ( A A )
	水島	<2	"	1.3	"	" ( A A )
美浜町	丹生	<2	"	1.5	"	" ( A A )
	水晶浜	<2	"	1.2	"	" ( A A )
	菅浜	<2	"	1.1	"	" ( A A )
	久々子	<2	"	1.3	"	" ( A A )
三方町	食見	<2	"	1.4	"	" ( A A )
小浜市	田島	<2	"	1.3	"	" ( A A )
	犬熊	<2	"	1.2	"	" ( A A )
	阿納	<2	"	1.1	"	" ( A A )
	勢浜	3	"	1.7	"	" ( A )
	若狭鯉川シーサイドパーク	<2	"	1.6	"	" ( A A )
	人魚の浜	4	"	1.5	"	" ( A )
大飯町	塩浜	<2	"	1.3	"	" ( A A )
	長井浜	<2	"	1.5	"	" ( A A )
高浜町	若狭和田	<2	"	1.3	"	" ( A A )
	若宮	<2	"	1.4	"	" ( A A )
	三松	<2	"	1.4	"	" ( A A )
	難波江	<2	"	1.7	"	" ( A A )

(資料：環境政策課)

- (備考)
- 1 調査日 平成 16 年 5 月 6 日、24 日
  - 2 調査回数 1 海水浴場当たり 1 日 1 回の 2 日間
  - 3 調査地点 水深 1.0~1.5m の地点で汀線に沿って 1 地点で採取
  - 4 採取位置 表層 0.5m
  - 5 調査結果 ふん便性大腸菌群数および COD は、2 回の調査の平均値



表 3 - 22 - 2 調査団体と参加人数

調査団体		参加人数 (人)
番号	団体名	
1	福井市一乗小学校	25
2	今庄町立今庄小学校	38
3	福井市国見中学校	6
4	福井市大安寺小学校	10
5	福井市大安寺中学校	13
6	福井市明倫中学校	23
7	武生市立武生第六中学校	22
8	坂口エコメイト	9
9	勝山市立平泉寺小学校	22
10	美山町立羽生小学校	18
11	今立町立服間小学校	31
12	越廼村立越廼中学校	2
合計	12 団体	225

図 3 - 22 - 3 調査地点概況図

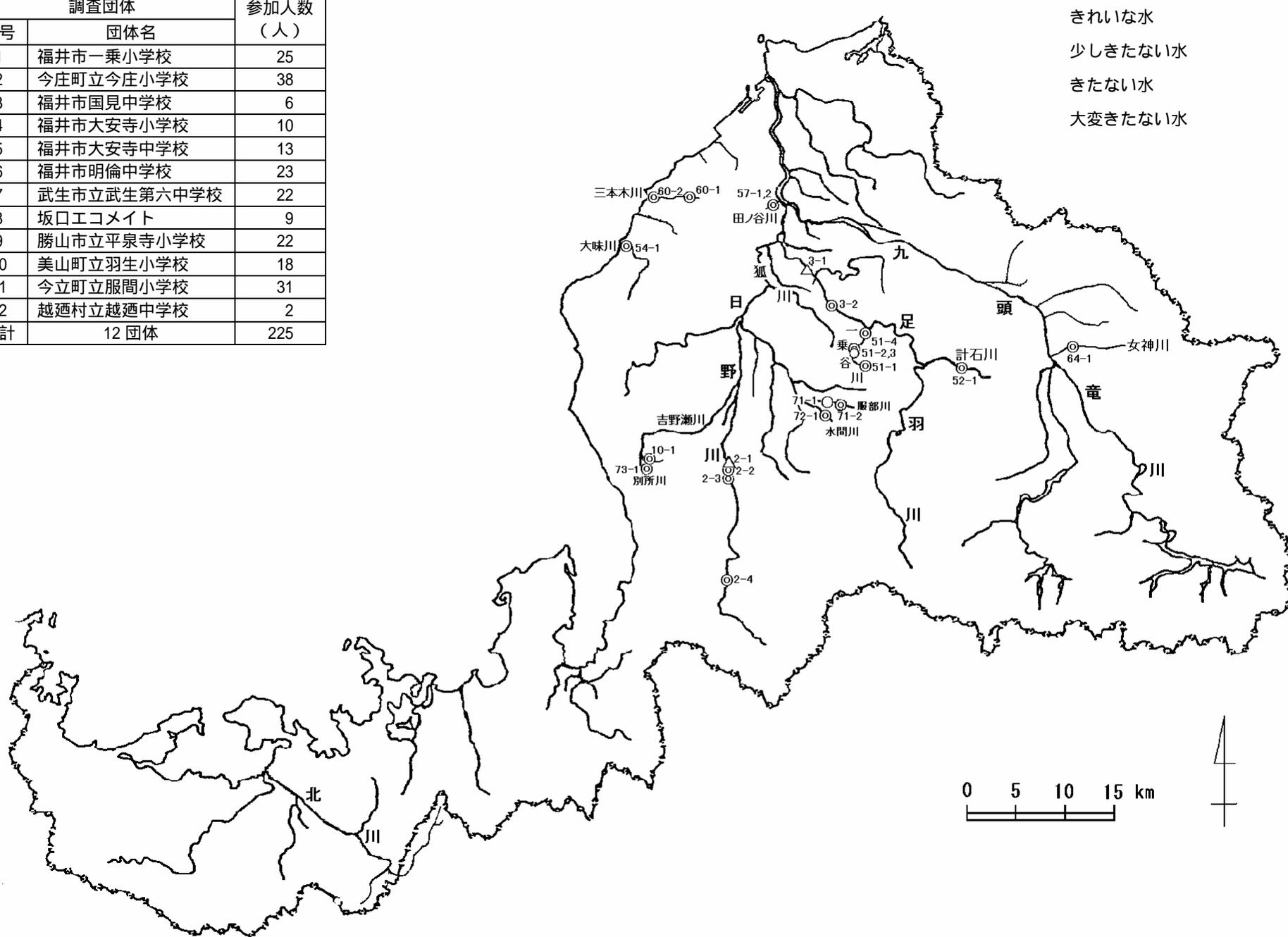


表3 - 23 水質汚濁防止法による特定事業場届出状況

(平成16年3月31日現在)

施設の 種類	排水量区分	福	敦	武	小	大	勝	鯖	あ	美	松	永	上	和	三	丸	春	坂	今	池	南	今	河	朝	宮	越	越	織	清	三	美	上	名	高	大	合		
		井	賀	生	浜	野	山	江	わ	山	岡	平	志	泉	国	岡	江	井	立	田	条	庄	野	日	崎	前	廻	田	水	方	浜	中	田	浜	飯		計	
1	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用													1																							1	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用														1																							1
1の2	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	7	8	2	2	5	4	1	3						6	9	3	12	1										1	1	5	1					71	
2	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	1		1														2																			4	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	2								1																							1				4	
3	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	1	1	1																																	3	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用		1		4				1						1	1							1			6				1							16	
4	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用														1																						1	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用						1								3														3					1			8	
5	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用			1																																	1	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	6	1	1	3	7	4	3	1						2		3	1			1	1							1		1					36		
8	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用																																1				1	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用		23	3	1	1																				1											29	
9	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用																																					
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	1		2		2		2																													7	
10	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	1																															1				2	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	13	1	3	3	5	3	5	2		4		1			3	1		2			4		3					1	2	2					58		











施設の 種類	排水量区分	福井市	敦賀市	武生市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	美山町	松岡町	永平寺町	上志比村	和泉村	三国町	丸岡町	春江町	坂井町	今立町	池田町	南条町	今庄町	河野村	朝日町	宮崎村	越前町	越廼村	織田町	清水町	三方町	美浜町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町	合計	
72	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	34	19	16	13	17	3	6	6	2	1	1	3		1	5	4	1		2	3	1	1	4	2	1	2		3	10	9	4	1	5	8	188	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	1	1	2					2																												
73	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	3	1	1	1	1	1	1				2			2	1			1		1		1	1	1			1	2	1	1	1				25	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	2	1	1	1		1	1				2			2	1			1		1		1	1	1				2	1	1					20	
74	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	1	1		3			1	1									1															1			1	10
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用		1		1											1																					2
計	50m <sup>3</sup> /日以上 うち有害物質使用	85	37	42	23	22	11	29	32	2	1	4	4	1	14	7	19	8	17	3	5	3	2	6	4	3	5	1	5	12	13	9	1	9	11	450	
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	13	8	6	4	1	5	14	3			2	1	1	3	1	3	1	5		2		2	2	2			2	2	2	1				1	1	83
	50m <sup>3</sup> /日未満 うち有害物質使用	268	242	123	250	181	102	106	125	7	12	8	4	9	101	63	21	17	78	13	4	16	42	23	7	66	24	5	9	170	150	23	11	63	20	2363	
	うち有害物質使用	20	3	9	3	4	5	22	3	1					4		1		1	1				1			1		1	1						81	
	合計	353	279	165	273	203	113	135	157	9	13	12	8	10	115	70	40	25	95	16	9	19	44	29	11	69	29	6	14	182	163	32	12	72	31	2813	

表 3 - 24 発電所設置状況

名称		発電の種類	発電出力 (千 kW)	運開年月日	冷却用 排水最 大量 (m <sup>3</sup> /秒)	取排水の 温度差 ( )	取水排水方法
日本原子力発電株式会社敦賀発電所	1号	原子力発電	357	S45. 3.14	20.2	+8.6	水深 8～13mから取水、表層放流
	2号	"	1,160	S62. 2.17	83.2	+7.0	水深 8～14mから取水、表層放流
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所		"	165	S54. 3.20 (H15. 3.29 運転終了)	12.0	+9.0	水深 8～11.5mから取水、表層放流
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		"	280	未定	15.3	+7.0	水深 7mから取水、表層放流
関西電力株式会社 美浜発電所	1号	"	340	S45.11.28	22	+7.8	表層取水、テトラポット囲い方式表層放流
	2号	"	500	S47. 7.25	38	+6.5	"
	3号	"	826	S51.12. 1	54	+7.7	"
関西電力株式会社 高浜発電所	1号	"	826	S49.11.14	54	+7.7	表層取水、有孔斜堤方式水中放流
	2号	"	826	S50.11.14	54	+7.7	"
	3号	"	870	S60. 1.17	66	+7.0	表面取水、パイプ方式水中放流
	4号	"	870	S60. 6. 5	66	+7.0	"
関西電力株式会社 大飯発電所	1号	"	1,175	S54. 3.27	75	+7.7	表層取水、有孔テトラ囲い方式表層放流
	2号	"	1,175	S54.12. 5	75	+7.7	"
	3号	"	1,180	H 3.12.18	84	+7.0	"
	4号	"	1,180	H 5. 2. 2	84	+7.0	"
北陸電力株式会社福井火力発電所		火力発電	350	S48. 1.12	11.8	+9.0	河口表層取水、海面排水
福井共同火力発電株式会社 三国共同火力発電所		"	250	S53. 9. 3	9.5	+8.0	港口水深 8.5～12mの深層取水、港内表層排水
北陸電力株式会社 敦賀火力発電所	1号	"	500	H 3.10. 1	22.5	+7.0	深層取水、表層排水
	2号	"	700	H12. 9.28	31.5	+7.0	"
計			13,530		878		

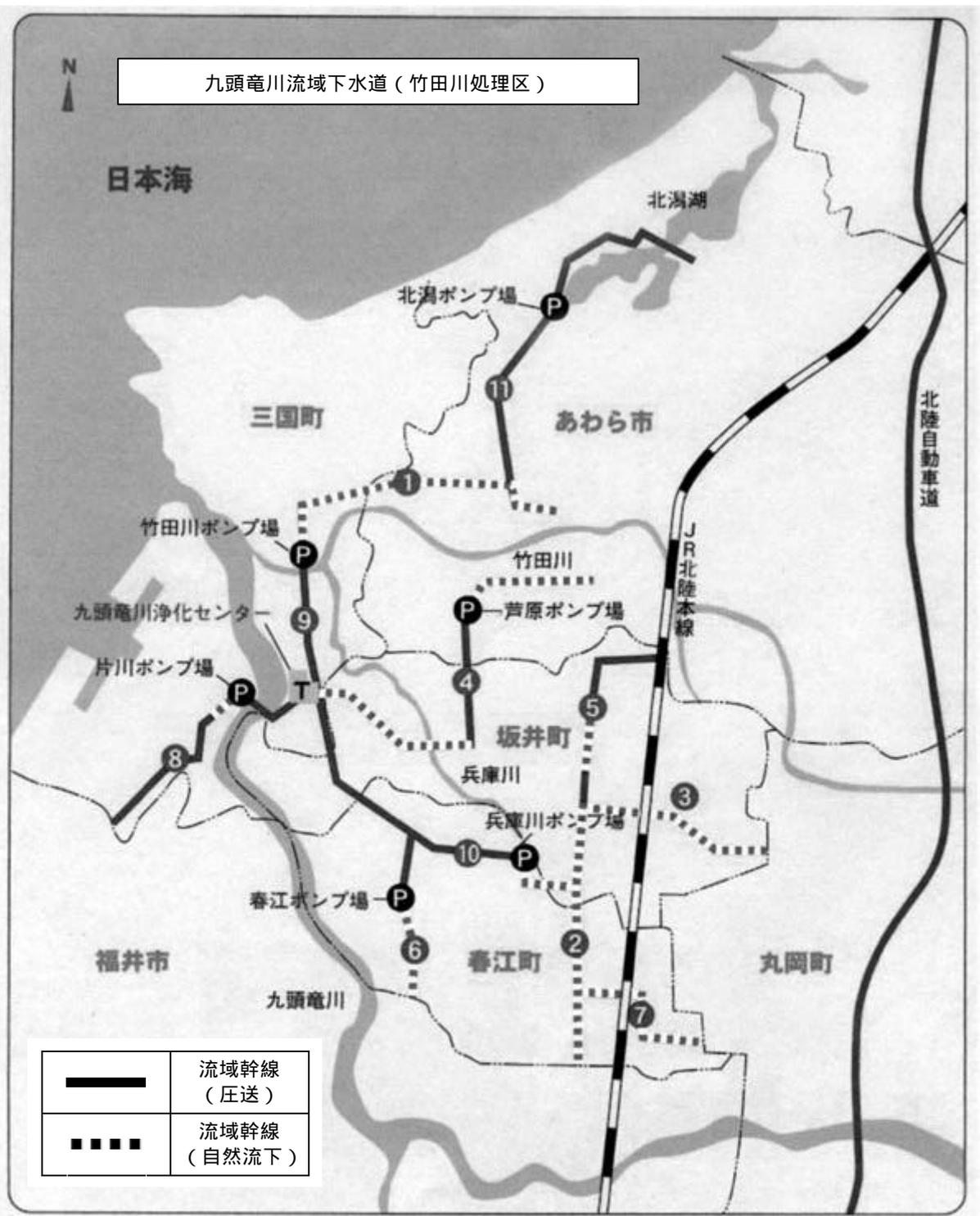
(資料：原子力安全対策課)

表 3 - 25 温排水の厚さ、表層最大到達距離および t 以上の表層拡散面積 ( A t )

観測海域	年月日	温排水の厚さ ( m )				放水口からの 最大到達距離 ( m )	拡散面積 A t ( km <sup>2</sup> )	判断の 基準水温 ( ° )
		放水口からの距離 ( m )						
		1,000	2,000	3,000	5,000			
立 石	2003. 4.14	1.6	0.8	0.4	1.6	5,750	A 12.5 = 7.17 A 13.0 = 2.31 A 14.0 = 0.45 A 15.0 = 0.12	12.5
大 飯	2003. 5.12	2.6	2.4	3.8		4,650	A 17.0 = 7.77 A 18.0 = 0.27 A 19.0 = 0.34 A 20.0 = 0.10 A 21.0 = 0.03	17.0
内 浦	2003. 5.13	2.2	2.8	3.0	1.4	9,850	A 17.5 = 7.70 A 18.0 = 0.04 A 19.0 = 0.01	17.5
美 浜	2003. 7.10	1.4				3,375	A 23.0 = 1.93 A 24.0 = 0.92 A 25.0 = 0.50 A 26.0 = 0.26 A 27.0 = 0.08 A 28.0 = 0.02	23.0
浦 底	2003. 9.16	1.9	1.9			2,561	A 28.0 = 1.44 A 29.0 = 0.99 A 30.0 = 0.29 A 31.0 = 0.03	28.0
大 飯	2003.10.20	2.8	1.6	1.9	3.0	5,939	A 23.0 = 11.40 A 24.0 = 3.03 A 25.0 = 0.94 A 26.0 = 0.44 A 27.0 = 0.19 A 28.0 = 0.05	23.0
内 浦	2003.10.21	8.2	6.8	6.0	4.8	8,950	A 22.5 = 11.16 A 23.0 = 2.56 A 24.0 = 0.32	22.5
立 石	2003.11.6	1.4	1.4			2,563	A 21.5 = 4.23 A 22.0 = 2.57 A 23.0 = 0.63 A 24.0 = 0.27 A 25.0 = 0.07	21.5
浦 底	2004. 1.9	3.1	3.0	2.4		3,171	A 14.5 = 1.91 A 15.0 = 1.43 A 16.0 = 0.87 A 17.0 = 0.10 A 18.0 = 0.02	14.5
美 浜	2004. 3.3	1.2				1,751	A 11.5 = 3.38 A 12.0 = 2.12 A 13.0 = 0.83 A 14.0 = 0.07	11.5

( 資料 : 水産試験場 )

図 3 - 26 九頭竜川流域下水道計画図



北部幹線	金津幹線	北部圧送幹線
南部幹線	春江幹線	南部圧送幹線
坂井幹線	丸岡幹線	北潟幹線
芦原幹線	西部幹線	

(資料：都市整備課)

表3-27 公共下水道の現況（公共下水道・特定環境保全公共下水道・流域下水道）

\*下段：定住、上段：観光（宿泊＋日帰り）ピーク人口/日

市町村名	事業名	処理場名	排除方式	処理方式	都市計画 決定告示日 (直近)	下水道法 事業認可日 (直近)	認可 計画人口 (人)	計画 面積 (ha)	認可処理能力 現有処理能力 (日最大m3/日)	事業認可 工期 (年度)	(予定) 処理開 始年度	
福井市	公共下水道	境浄化センター	合流	標準活性	H14.12.2	H15.2.28	64,340	852.0	31,100 31,100	S23-H18	S34.4	
	"	日野川浄化センター	分流	標準活性	H14.12.2	H15.2.28	137,140	3,425.0	187,000 121,000	S23-H18	S60.10	
	"	流域下水道関連 (1・2・3処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H15.9.1	H16.3.30	17,600	677.0	発生汚水量 15,237	S58-H22	S62.6	
	特定環境保全 公共下水道	鷹巣浄化センター (鷹巣・国見)	分流	O D		H14.3.20	23,770 4,240	106.0	4,600 4,600	H 4-H23	H10.4 9年度末 (H22.3)	
	特定環境保全 公共下水道	鶯浄化センター (川西・大安寺)	分流	O D		H14.3.20	3,263 23,770 226,583	97.0	1,800 224,500 156,700	H 4-H23		
敦賀市	公共下水道	天筒 浄化センター	分流	標準活性	H14.8.30	H14.9.10	52,300	1,332.0	40,925 26,600	S49-H20	S58.7	
武生市	公共下水道	家久 浄化センター	合流	標準活性	H14.3.26	H15.2.28	35,700	1,130.0	32,600 19,200	S45-H20	S54.3	
	特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流	家久 浄化センター		H15.2.28	2,700	74.0		H 8-H20	H11.3	
	公共下水道	水循環 センター	分流	O D	H14.3.26	H15.2.28	9,100	378.0	6,750 0	H11-H20	(H20.4)	
	計						47,500	1,582	39,350 19,200			
小浜市	公共下水道	小浜 浄化センター	分流	標準活性	H15.1.17	H15.3.31	22,200	722.0	19,020 12,000	S58-H22	H 3.3	
大野市	公共下水道	大野市下水 処理センター	分流	O D	H 8.1.17	H15.10.3	10,800	285.0	6,000 1,400	H 8-H21	H15.4	
勝山市	公共下水道	勝山 浄化センター	分流	標準活性	S63.7.7	H15.3.4	25,200	970.0	21,900 13,000	S51-H20	S60.6	
鯖江市	公共下水道	鯖江環境 衛生センター	分流	標準活性	H12.8.1	H12.11.21	51,600	2,027.0	62,000 54,900	S49-H17	S58.6	
三国町	公共下水道	流域下水道関連 (1-6処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H15.7.31	H16.3.30	21,179 24,400	893.4	計画決定 H 15.12.5	S48-H22	S57.7	
あわら市	旧芦原町	公共下水道	分流	九頭竜川 浄化センター	H 8.3.26	H16.3.30	10,540 13,822	667.1	H 16.3.16 計画人口	S54-H22	S59.7	
	旧金津町	公共下水道	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.12	H16.3.30	15,630	685.0	計画人口 138,782	S56-H22	S60.10	
丸岡町	公共下水道	流域下水道関連 (1-2処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.15	H16.3.30	29,030	1,060.8	計画面積 5,101.3	S59-H22	H 1.4.1 元年度扱	
春江町	公共下水道	流域下水道関連 (1-6処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	S63.7.14	H16.3.30	25,000	634.0	処理能力 96,000	S57-H22	S62.4	
坂井町	公共下水道	流域下水道関連 (1-7処理区)	分流	九頭竜川 浄化センター	H 8.3.27	H16.3.30	13,300	484.0	56,400	S59-H22	H 1.4.1 元年度扱	
朝日町	公共下水道	朝日町 浄化センター	分流	標準活性	H13.4.13	H13.3.30	7,750	419.0	6,000 4,500	S53-H17	S61.3	
織田町	公共下水道	織田 浄化センター	分流	O D	H 6.3.16	H14.3.20	3,800	186.0	3,600 2,400	H 1-H20	H 6.10	
	特定環境保全 公共下水道	公共関連特環	分流	織田 浄化センター		H14.3.20	1,500 0 5,300	58.0	3,600 2,400 2,400	H 1-H20	H 8.3	
清水町	公共下水道	清水東部 環境センター	分流	標準+O D	H 7.2.22	H 7.12.1	4,850	132.4	2,600 2,600	S46-H13	S48.8	
	特定環境保全 公共下水道	清水西部 環境センター	分流	O D		H 7.3.21	4,090	96.0	3,940 1,970 6,540 4,570	S62-H13	H 6.3	
五領川 処理区 (組合施工)	公共下水道 (丸岡町)	五領川 浄化センター	分流	標準活性	H 2.8.24	H10.2.12	6,240	132.8	計画汚水量 3,328	S53-H16	S58.4 58年度扱	
	公共下水道 (松岡町)						3,330					3,396
	計 (組合施工)						2,050					113.5
	松岡町						11,470 5,380					246.3
	五領川浄化センター計						7,930	181.0	12,600 9,000			
美浜町	公共下水道	美浜 浄化センター	分流	O D	H 6.3.4	H11.2.15	3,118 7,450	300.0	6,000 4,000	H 1-H19	H 7.4	
高浜町	公共下水道	高浜町せらぎ ランド	分流	嫌気無酸素 好気式	H12.4.3	H15.3.27	65,500 10,000	333.0	11,300 3,800	H12-H20	H11.4	
今立町	公共下水道	今立アクア クリーンセンター	分流	嫌気好気 ろ床法	H12.3.30	H12.5.2	3,800	93.0	1,700 0	H 12-H17	(H17.3)	
永平寺町	特定環境保全 公共下水道	志比 浄化センター	分流	回転生物 接触法		H13.4.12	15,200 600	15.0	1,150 1,150	S52-H17	S55.4.1 55年度扱 S62.4	
		中央 浄化センター	分流	回転生物 接触法		H13.4.12	6,100	171.0	3,180 3,180			
	計					15,200 6,700	186.0	4,330 4,330				
美山町	特定環境保全 公共下水道	(ルック)羽生 浄化センター	分流	フレックスPOD 羽生地区先行整備		H15.12.1	944	30.0	500 400	H 9-H21	H14.4 (H20.4)	
		美山 浄化センター	分流	POD			741	12.1	0			
	計						1,685	42.1	900 500			
宮崎村	特定環境保全 公共下水道	宮崎 浄化センター	分流	O D	H 6.8.24	H10.12.10	1,130 3,145	60.0	835 835	S59-H14	H 1.4 元年度扱	
南条町	特定環境保全 公共下水道	南条 浄化センター	分流	POD		H11.3.18	3,700	87.0	1,380 1,380	S63-H17	H 5.3	
池田町	特定環境保全 公共下水道	池田水処理 センター	分流	O D		H12.2.14	1,890 2,710	99.0	1,640 820	H 5-H16	H11.3	
河野村	特定環境保全 公共下水道	河野村 浄化センター	分流	O D		H11.10.25	3,490 2,150	38.6	1,840 1,840	H 7-H14	H12.3	
三方町	特定環境保全 公共下水道	東部 浄化センター	分流	凝集材添加OD +急速砂ろ過		H13.5.28	4,200	98.0	2,600 2,600	H 5-H17	H12.3	
	簡易な 公共下水道	海越 浄化センター	分流	膜分離 活性汚泥法		H15.4.3	270 197	7.0	230 -	H15-H21	(H19.4)	
	計						4,397	105.0	2,830 2,600			
上中町	特定環境保全 公共下水道	三宅 浄化センター	分流	POD		H15.3.27	2,510	114.0	1,200 1,200	H 5-H19	H11.4 H 9.4 8年度扱	
		熊川 浄化センター	分流	POD		H15.3.27	890	24.0	400 400			
	計						3,400	138.0	1,600 1,600			
名田庄村	特定環境保全 公共下水道	東部 浄化センター	分流	O D		H15.3.27	980	980	980	H 5-H19	H12.7	
その他町村	和泉村・上志比村・今庄町・越前町・越前村・大飯町						1,800	51.0	980			
市町村計							111,807 643,602	19,350.7	468,690 326,955			
九頭竜川 流域下水道	流域下水道	九頭竜川 浄化センター	分流	標準活性	H 15.12.5	H 16.3.16	31,719 138,782	再掲 5,101.3	96,000 56,400	S52-H22	S57.7	
県計							111,807 643,602	19,350.7	564,690 383,355			

表3 - 28 浄化槽設置届出基数（人槽別）

（平成16年3月31日現在）

保健所	単独処理浄化槽（基数）								合併処理浄化槽（基数）								合計
	人槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計		
福井	福井市	22,897	1,988	2,429	410	37	0	27,761	1,749	95	160	367	124	47	2,542	30,303	
	美山町	278	18	18	1	0	0	315	158	1	2	2	4	1	168	483	
	松岡町	441	21	27	8	0	0	497	3	1	0	5	1	1	11	508	
	永平寺町	50	6	3	1	0	0	60	24	2	3	4	0	1	34	94	
	上志比村	58	4	2	2	0	0	66	2	0	0	0	1	2	5	71	
	計	23,724	2,037	2,479	422	37	0	28,699	1,936	99	165	378	130	52	2,760	31,459	
坂井	あわら市	1,820	144	211	37	2	3	2,217	212	15	4	23	7	7	268	2,485	
	三国町	231	33	61	16	1	0	342	10	3	4	9	3	3	32	374	
	丸岡町	3,178	240	264	55	1	1	3,739	365	15	12	35	14	4	445	4,184	
	春江町	1,749	98	83	29	0	0	1,959	101	9	9	8	6	1	134	2,093	
	坂井町	1,182	50	70	10	3	2	1,317	176	9	0	14	1	0	200	1,517	
	計	8,160	565	689	147	7	6	9,574	864	51	29	89	31	15	1,079	10,653	
奥越	大野	大野市	5,200	413	553	75	10	0	6,251	895	42	24	60	38	18	1,077	7,328
		和泉村	67	19	27	23	2	0	138	100	7	9	14	4	0	134	272
		小計	5,267	432	580	98	12	0	6,389	995	49	33	74	42	18	1,211	7,600
	勝山	勝山市	768	83	108	24	2	0	985	189	3	2	12	7	1	214	1,199
	計	6,035	515	688	122	14	0	7,374	1,184	52	35	86	49	19	1,425	8,799	
丹南	鯖江	鯖江市	3,658	228	208	28	4	0	4,126	709	6	7	20	9	3	754	4,880
		今立町	1,722	130	107	18	5	0	1,982	924	3	9	17	4	1	958	2,940
		池田町	172	10	21	5	0	0	208	24	0	3	0	2	0	29	237
		朝日町	110	14	11	0	1	0	136	5	0	0	2	0	3	10	146
		宮崎村	49	5	5	1	0	0	60	9	0	0	0	0	0	9	69
		越前町	396	66	106	17	2	0	587	15	0	0	23	3	1	42	629
		越廼村	123	20	29	8	1	0	181	1	1	1	11	6	2	22	203
		織田町	274	16	20	4	0	0	314	12	0	2	3	0	0	17	331
		清水町	241	19	18	1	2	0	281	2	1	0	3	3	1	10	291
	小計	6,745	508	525	82	15	0	7,875	1,701	11	22	79	27	11	1,851	9,726	
	武生	武生市	9,114	680	813	149	18	2	10,776	2,415	66	96	134	43	21	2,775	13,551
		南条町	29	3	9	0	0	0	41	20	1	2	0	5	4	32	73
		今庄町	208	25	22	4	1	0	260	9	2	0	7	6	0	24	284
		河野村	57	8	8	3	0	0	76	84	3	2	1	1	1	92	168
小計		9,408	716	852	156	19	2	11,153	2,528	72	100	142	55	26	2,923	14,076	
計	16,153	1,224	1,377	238	34	2	19,028	4,229	83	122	221	82	37	4,774	23,802		
二州	敦賀市	4,569	566	794	215	26	2	6,172	1,641	50	54	120	52	27	1,944	8,116	
	三方町	83	22	45	12	0	0	162	10	0	1	10	4	5	30	192	
	美浜町	304	15	31	2	1	0	353	78	7	2	10	1	1	99	452	
	計	4,956	603	870	229	27	2	6,687	1,729	57	57	140	57	33	2,073	8,760	
若狭	小浜市	680	149	210	37	10	0	1,086	606	24	33	38	22	13	736	1,822	
	上中町	70	12	31	6	0	0	119	16	4	6	10	6	5	47	166	
	名田庄村	53	11	14	3	1	0	82	4	0	3	5	2	2	16	98	
	高浜町	474	58	119	57	2	1	711	296	16	26	22	11	5	376	1,087	
	大飯町	27	23	23	8	0	0	81	17	5	3	28	22	10	85	166	
	計	1,304	253	397	111	13	1	2,079	939	49	71	103	63	35	1,260	3,339	
県計	60,332	5,197	6,500	1,269	132	11	73,441	10,881	391	479	1,017	412	191	13,371	86,812		

表3 - 29 年度別し尿処理状況

(単位：人、kL)

区 分		年 度	7	8	9	10	11	12	13	14
県 内 総 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595
計 画 処 理 区 域 内 人 口			827,833	828,697	829,079	829,568	829,711	838,041	829,723	828,595
内	水洗化人口	下 水 道 人 口	324,851	337,338	355,476	369,967	387,843	416,528	432,530	446,129
		地 域 し 尿 処 理 人 口	544	541	543	536	362	194	194	187
		浄 化 槽 人 口	255,233	262,072	270,345	273,518	269,859	262,976	257,733	265,387
		合 計	580,628	599,951	626,364	644,021	658,064	679,698	690,457	711,703
記	非水洗化人口	計 画 収 集 人 口	230,747	217,550	193,244	178,301	166,396	153,252	134,251	112,036
		自 家 処 理 人 口	16,458	11,196	9,471	7,246	5,251	5,091	5,015	4,856
		合 計	247,205	228,746	202,715	185,547	171,647	158,343	139,266	116,892
計 画 処 理 区 域 外 人 口			0	0	0	0	0	0	0	0
水 洗 化 率 (%)			70.1	72.4	75.5	77.6	79.3	81.1	83.2	85.9
衛 生 処 理 率 (%)			98.0	98.6	98.9	99.1	99.3	99.4	99.4	99.4
原 単 位	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (L) (し尿)		1.62	1.64	1.73	1.76	1.72	1.66	1.76	1.91
	一 人 一 日 平 均 排 出 量 (L) (浄化槽汚泥)		1.23	1.28	1.27	1.28	1.40	1.46	1.53	1.43
計 画 収 集 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,960	216,451
内 記	し 尿		137,256	130,885	122,869	115,518	104,724	93,178	86,139	78,054
	浄 化 槽 汚 泥		114,360	122,877	125,068	127,360	137,462	140,038	143,821	138,397
収 集 形 態 別 内 記	委 託	し 尿	1,013	1,139	705	675	4,225	3,753	696	686
		浄 化 槽 汚 泥	2,998	2,089	2,657	2,829	10,648	9,432	2,567	230
		合 計	4,011	3,228	3,362	3,504	14,873	13,185	3,263	916
	許 可	し 尿	96,226	92,101	88,696	83,523	76,019	69,024	64,856	58,820
		浄 化 槽 汚 泥	78,644	85,302	85,732	86,468	93,427	95,735	98,418	96,321
		合 計	174,870	177,403	174,428	169,991	169,446	164,759	163,274	155,141
	組 合	し 尿	40,017	37,645	33,468	31,320	24,480	20,401	20,587	18,548
		浄 化 槽 汚 泥	32,718	35,486	36,679	38,063	33,387	34,871	42,836	41,846
		合 計	72,735	73,131	70,147	69,383	57,867	55,272	63,423	60,394
計 画 処 理 量			251,616	253,762	247,937	242,878	242,186	233,216	229,378	219,778
処 理 内 記	し尿処理施設	し 尿	119,434	106,317	100,362	94,677	86,152	76,475	79,057	61,214
		浄 化 槽 汚 泥	75,756	72,032	74,664	76,297	85,661	86,962	130,909	112,083
		合 計	195,190	178,349	175,026	170,974	171,813	163,437	209,966	173,297
内 記	下水道投入等	し 尿	17,822	24,568	22,507	20,841	18,572	17,513	6,500	20,135
		浄 化 槽 汚 泥	38,604	50,845	50,404	51,063	51,801	53,076	12,912	26,346
		合 計	56,426	75,413	72,911	71,904	70,373	70,589	19,412	46,481
自 家 処 理 量			8,923	5,974	5,166	3,908	3,052	3,816	4,189	7,058
し 尿 等 の 総 排 出 量			260,539	259,736	253,103	246,786	245,238	237,842	233,567	226,836

(資料：廃棄物対策課)

図3 - 30 農業集落排水事業実施状況（平成16年3月末現在）

（平成16年3月末現在）

市町村名	住民基本 台帳人口 (13年度末)	全体計画：整備構想		平成15年度までに事業採択												平成15年度までに完了																			
		整備人口	整備計画 処理区数	モデル		ミ		二		集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対 市町村 (%)	対 集排 (%)	モデル		ミ		二		集排（一般）		集排（緊急）		地方単独等		計		対 市町村 (%)	対 集排 (%)
				人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数			人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数	人口	処理 区数		
福井市	249,656	9,843	13	904	1	0	0	5,748	9	0	0	0	0	6,652	10	2.7	67.6	904	1	0	0	3,255	5	0	0	0	0	4,159	6	1.7	42.3				
敦賀市	67,888	4,120	10	0	0	0	0	2,253	5	0	0	0	0	2,253	5	3.3	54.7	0	0	0	0	1,961	4	0	0	0	0	1,961	4	2.9	47.6				
武生市	71,183	6,898	9	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7	48.9	0	0	0	0	3,376	5	0	0	0	0	3,376	5	4.7	48.9				
小浜市	33,176	9,949	14	0	0	0	0	7,499	9	1,818	2	0	0	9,317	11	28.1	93.6	0	0	0	0	6,024	8	1,818	2	0	0	7,842	10	23.6	78.8				
大野市	39,713	9,714	16	832	3	0	0	6,900	10	341	1	0	0	8,073	14	20.3	83.1	832	3	0	0	4,790	8	341	1	0	0	5,963	12	15.0	61.4				
勝山市	28,380	3,782	6	0	0	0	0	2,588	4	0	0	0	0	2,588	4	9.1	68.4	0	0	0	0	399	2	0	0	0	0	399	2	1.4	10.5				
鯖江市	65,761	11,901	6	2,010	1	0	0	9,891	5	0	0	0	0	11,901	6	18.1	100.0	2,010	1	0	0	5,924	3	0	0	0	0	7,934	4	12.1	66.7				
あわら市	31,926	1,410	2	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4	100.0	340	1	0	0	1,070	1	0	0	0	0	1,410	2	4.4	100.0				
美山町	5,439	2,680	6	452	3	0	0	2,228	3	0	0	0	0	2,680	6	49.3	100.0	452	3	0	0	1,445	2	0	0	0	0	1,897	5	34.9	70.8				
松岡町	10,358	810	1	810	1	0	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8	100.0	810	1	0	0	0	0	0	0	0	810	1	7.8	100.0					
永平寺町	6,383																																		
上志比村	3,687	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8	100.0	0	0	0	0	3,678	3	0	0	0	0	3,678	3	99.8	100.0				
和泉村	786																																		
三国町	24,165																																		
丸岡町	31,784	546	1	0	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7	100.0	0	0	0	0	546	1	0	0	0	0	546	1	1.7	100.0				
春江町	23,749	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7	100.0	0	0	0	0	1,364	2	0	0	0	0	1,364	2	5.7	100.0				
坂井町	13,252																																		
今立町	14,152																																		
池田町	3,854	1,116	2	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0	100.0	0	0	0	0	323	1	793	1	0	0	1,116	2	29.0	100.0				
南条町	5,789	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6	100.0	0	0	0	0	2,294	3	0	0	0	0	2,294	3	39.6	100.0				
今庄町	5,060	5,042	9	0	0	0	0	4,741	8	301	1	0	0	5,042	9	99.6	100.0	0	0	0	0	4,741	8	301	1	0	0	5,042	9	99.6	100.0				
河野村	2,282	152	1	0	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7	100.0	0	0	0	0	152	1	0	0	0	0	152	1	6.7	100.0				
朝日町	9,938	1,919	3	0	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5	90.8	0	0	0	0	1,743	3	0	0	0	0	1,743	3	17.5	90.8				
宮崎村	4,120	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9	100.0	0	0	0	0	2,137	3	0	0	0	0	2,137	3	51.9	100.0				
越前町	6,395	339	2	0	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2	59.9	0	0	0	0	203	1	0	0	0	0	203	1	3.2	59.9				
越前村	1,821	506	2	0	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8	100.0	0	0	0	0	279	1	227	1	0	0	506	2	27.8	100.0				
織田町	5,293	206	2	145	1	0	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9	100.0	145	1	0	0	61	1	0	0	0	0	206	2	3.9	100.0				
清水町	10,578	3,218	4	875	3	0	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4	100.0	875	3	0	0	2,343	1	0	0	0	0	3,218	4	30.4	100.0				
三方町	9,216	4,151	5	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	0	4,076	4	44.2	98.2	590	1	2,717	1	696	1	73	1	0	0	4,076	4	44.2	98.2				
美浜町	11,850	3,000	9	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4	80.5	1,415	4	0	0	1,001	4	0	0	0	0	2,416	8	20.4	80.5				
上中町	8,205	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4	100.0	0	0	0	0	5,284	5	0	0	0	0	5,284	5	64.4	100.0				
名田庄村	2,989	1,264	3	0	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3	100.0	0	0	0	0	838	2	426	1	0	0	1,264	3	42.3	100.0				
高浜町	12,019	3,309	7	0	0	0	0	3,073	5	0	0	0	0	3,073	5	25.6	92.9	0	0	0	0	1,495	4	0	0	0	0	1,495	4	12.4	45.2				
大飯町	6,496	5,717	23	490	3	0	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0	100.0	490	3	0	0	0	0	0	0	5,227	20	5,717	23	88.0	100.0				
県 合計	827,343	106,349	172	8,863	22	2,717	1	72,309	97	3,979	8	5,227	20	93,095	148	11.3	87.5	8,863	22	2,717	1	57,422	83	3,979	8	5,227	20	78,208	134	9.5	73.5				
市 計	587,683	57,617	76	4,086	6	0	0	39,325	48	2,159	3	0	0	45,570	57	7.8	79.1	4,086	6	0	0	26,799	36	2,159	3	0	0	33,044	45	5.6	57.4				
町村 計	239,660	48,732	96	4,777	16	2,717	1	32,984	49	1,820	5	5,227	20	47,525	91	19.8	97.5	4,777	16	2,717	1	30,623	47	1,820	5	5,227	20	45,164	89	18.8	92.7				

- (注) 1 供用率 = 供用(完了)現況定住人口 / 整備人口(平成13年度末現況定住人口)  
2 処理区・人口については、福井県汚水処理整備構想(平成15年3月策定)に基づき調整した数字である。  
3 モデル：農村総合整備事業、ミ二：農村基盤総合整備事業、集排：農業集落排水事業、緊急：農業集落排水緊急整備事業  
4 採択率・供用率共に人口ベースの数値である。  
5 永平寺町は特定環境保全公共下水道、今立町は公共下水道。

表3 - 31 漁業集落排水施設の整備状況

(平成16年3月31日現在)

地区名	事業主体	漁港名	処理開始年 度	地区人口
越廼村 蒲生・茱崎	越 廼 村	茱 崎 漁 港	(予定) 建設中 平成16	1,204人
越前町 梅 浦	越 前 町	越 前 漁 港	平成13	1,901人
越前町 厨	越 前 町	越 前 漁 港	平成15	2,707人
越前町 米 ノ	越 前 町	米 ノ 浦 漁 港	(予定) 建設中 平成20	736人
敦賀市 立 石	敦 賀 市	立 石 漁 港	(予定) 建設中 平成17	91人
敦賀市 白 木	敦 賀 市	白 木 漁 港	平成 6	76人
敦賀市 浦 底	敦 賀 市	浦 底 漁 港	平成 8	112人
美浜町 日 向	美 浜 町	日 向 漁 港	平成 3	803人
美浜町 菅 浜	美 浜 町	菅 浜 漁 港	平成 5	545人
美浜町 丹 生	美 浜 町	丹 生 漁 港	昭和62	384人
三方町 世 久 見	三 方 町	世 久 見 漁 港	昭和63	143人
三方町 神 子	三 方 町	神 子 漁 港	平成 4	167人
三方町 小 川	三 方 町	小 川 漁 港	平成11	254人
三方町 常 神	三 方 町	常 神 漁 港	(予定) 建設中 平成17	194人
小浜市 阿納・犬熊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成元	175人
小浜市 志 積	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成元	54人
小浜市 矢 代	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 2	70人
小浜市 泊	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 4	123人
小浜市 宇久・加尾・西小川	小 浜 市	内 外 海 漁 港	平成 5	146人
小浜市 田 烏	小 浜 市	田 烏 漁 港	平成 8	513人
小浜市 仏 谷	小 浜 市	小 浜 漁 港	平成11	56人
高浜町 音 海	高 浜 町	音 海 漁 港	平成14	182人
高浜町 上瀬・日引	高 浜 町	上 瀬 漁 港	(予定) 建設中 平成18	161人
越前町 白浜(城崎)	越 前 町	白 浜 ( 城 崎 ) 漁 港	平成22	664人

(資料：水産課)

表3 - 32 林業集落排水施設の整備状況

(平成16年3月31日現在)

地区名	事業主体	処理開始年 度	地区人口
武生市 白 山	武 生 市	平成11	80人
美山町 間 戸	美 山 町	平成14	135人

(資料：森づくり課)